川口市下水道ビジョン

安全で快適なくらしを未来へつなぐ　川口の下水道

平成 30 年７月

川口市下水道部

あ い さ つ

川口市は、これまで、生活環境の改善、河川などの水質保全、豪雨による浸水の軽減を図ることなどを目的として、積極的な下水道の整備に努めて参りました。

一方、下水道事業に着手してから 78 年が経過していることから引き続き、老朽化した管きょなどの更新にも力を注ぐ必要があります。

また、近年では、集中豪雨が多発していることから、今後も雨に強いまちづくりを推進するとともに、発災時における下水道機能の確保や、被害軽減のための取り組みを強化することも必要であります。

こうしたことから、財政収支などの経営状況を含めた中長期的な視点に基づき、計画的に下水道事業を推進することで、市民の皆様に対し、良好な下水道サービスを持続的に提供することを目的として、このたび、川口市下水道ビジョンを策定いたしました。この計画は、理念を「安全で快適なくらしを未来へつなぐ　川口の下水道」とし、これを実現するため、「快適な生活環境の実現」、「安全・安心なくらしの実現」、「下水道施設の適切な管理」、「下水道事業の経営の健全化」の 4 つの実施方針を掲げました。
この実施方針に基づく施策を推進することで、浸水被害から市民の皆様の生命と財産を守るとともに、いつでも安心して下水道をご利用いただける快適なくらしを未来へと引き継いでいく所存であります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました川口市上下水道事業運営審議会委員の皆様をはじめ、貴重なるご意見をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げるとともに、今後とも計画的に下水道事業を推進するため、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 30 年（2018 年）7 月

川口市長　奥ノ木信夫

目　　次

第１章 計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨 …… ６
２　計画の位置づけ …… ７
３　計画の期間 …… ７
４　理念 …… ８

第２章 下水道事業の現状と課題

１　快適な生活環境の実現 …… １２
２　安全・安心なくらしの実現 …… １４
３　下水道施設の適切な管理 …… ２２
４　下水道事業の経営の健全化 …… ２６

第３章 下水道施策

１　施策体系 …… ３０
２　下水道施策 …… ３２
　実施方針Ⅰ　快適な生活環境の実現 …… ３２
　実施方針Ⅱ　安全・安心なくらしの実現 …… ３６
　実施方針Ⅲ　下水道施設の適切な管理 …… ４２
　実施方針Ⅳ　下水道事業の経営の健全化 …… ４８

第４章 計画の進行管理

下水道ビジョンの進行管理 …… ５４

コラム

コラム１　下水道の役割 ９
コラム２　下水道のしくみ １８
コラム３　汚水と雨水（下水を流す方式） １９
コラム４　地震の被害（他都市の事例） ２４
コラム５　下水道のお金のしくみ ２８
コラム６　水の循環（その１） ３５
コラム７　水の循環（その２） ４１
コラム８　民間活用手法の概要 ４６
コラム９　マンホール ４７
コラム１０　マンホールカード ５１

資料

資料１　川口市の概要 ５８
資料２　川口市下水道事業のあゆみ（年表） ６０
資料３　川口市上下水道事業運営審議会委員名簿 ６１
資料４　諮問・答申 ６２
資料５　策定経過 ６４
資料６　川口市下水道条例 ６５
資料７　下水道部職員に対するヒアリング結果 ８６

用語解説

用語解説 ８８

（※解説用語には、本文中に＊印を記載しています。）

第１章　計画の基本的な考え方

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

下水道は市民の生活を支える基本的な施設であり、生活環境の改善、河川などの水質保全、豪雨による浸水の軽減などを図るために不可欠なものです。本市では、昭和 15 年 2 月に下水道事業に着手し、これまで積極的な下水道の整備に努めてきた結果、平成 28 年度末現在、市民約 59 万 7 千人のうち、約 51 万 6 千人の方々が下水道を利用できる状況にあります。

一方、事業着手から約 78 年が経過しており、本市がこれまで整備してきた管路施設*の延長は、平成 28 年度末現在、約 1,200 ㎞を超えていることから、引き続き、老朽化した管きょやマンホール、ポンプ場*などの更新が必要です。

また、近年では、集中豪雨が多発していることから、浸水被害を軽減するため、雨を一時的に貯める調整池*を整備するなど、今後も雨に強いまちづくりを推進するとともに、発災時における下水道機能の確保や、被害軽減のための取り組みを強化することも必要です。

こうした中、今後は、人口の減少や節水機器の普及などによる下水道使用料（収入）の減少、地震や集中豪雨など自然災害への対応、さらには、下水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大などが想定されることから、財政収支などの経営状況を含め中長期的な視点に基づき、計画的に下水道事業を推進することで、市民に対し、良好な下水道サービスを持続的に提供することを目的として、「川口市下水道ビジョン」を策定しました。

２　計画の位置づけ

本計画は、「第５次川口市総合計画」に掲げる下水道施策を実現するための計画であるとともに、本市下水道事業の将来の方向性を示す基本的な指針であり、本市の下水道に関連する計画においては、最上位に位置づけられます。

また、国の「新下水道ビジョン*」をはじめ、県や本市の下水道に関連する各種計画との整合を図ります。

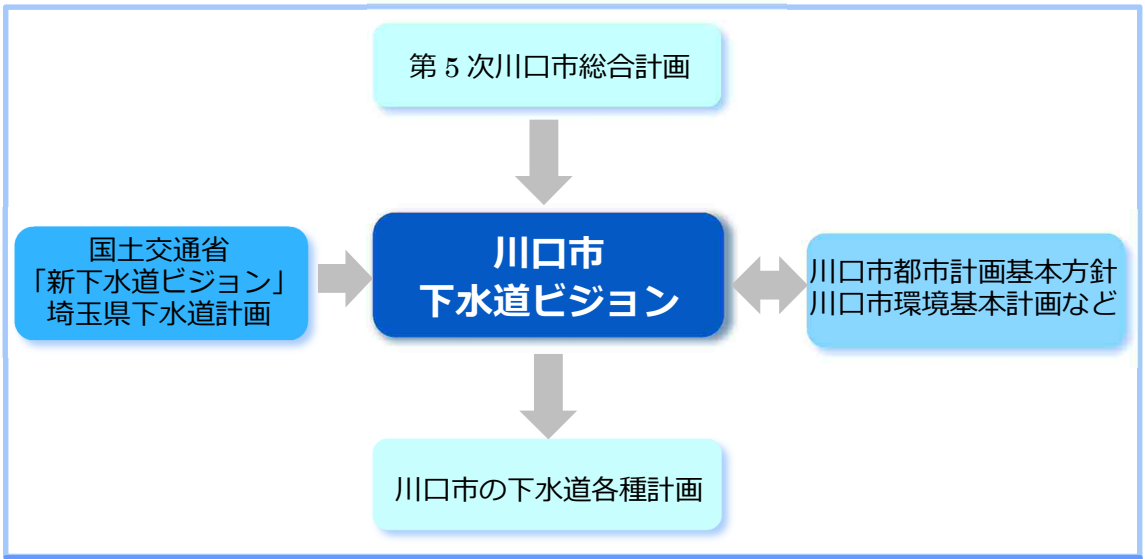

図-1　川口市下水道ビジョンの位置づけ

３　計画の期間

計画の期間は、50 年以上先の将来を見据えつつ、平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）までの 10 年間とします。

平成 31 年度（2019）	平成 32 年度（2020）	平成 33 年度（2021）	平成 34 年度（2022）	平成 35 年度（2023）	平成 36 年度（2024）	平成 37 年度（2025）	平成 38 年度（2026）	平成 39 年度（2027）	平成 40 年度（2028）
基本計画（10 年間）									

４　理念

安全で快適なくらしを未来へつなぐ　川口の下水道

「第５次川口市総合計画」では、将来都市像「人と　しごとが輝く　しなやかでたくましい都市　川口」を実現するための６つのめざす姿の一つとして「誰もが“安全で快適に暮らせるまち”」を掲げています。

これを受け、本計画では、今後においても災害に強く、いつでも安心して下水道を利用できる環境をつくるとともに、浸水災害から市民の生命と財産を守るために取り組むという思いを込めて、この理念を定めます。

理念の実現のため、４つの実施方針に基づき施策を推進していきます。

- 快適な生活環境の実現
- 安全・安心なくらしの実現
- 下水道施設の適切な管理
- 下水道事業の経営の健全化

コラム１　下水道の役割

１　生活環境の改善（汚水の排除）

生活汚水が速やかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊や蠅または悪臭の発生源となり、生活環境を悪化させることになります。下水道を整備し、汚水処理を行うことで、トイレが水洗化されるなど、生活環境の改善を図ることができます。

２　河川などの水質保全

下水道を整備することで、河川などの公共用水域*の水質汚濁の防止が図られ、豊かな自然環境の保全に大きく寄与します。

３　豪雨による浸水の軽減（雨水の排除）

下水道は、水路や側溝などと同様に雨水の排除のための機能を有しています。

下水道整備前

下水道整備後

第２章　下水道事業の現状と課題

第２章　下水道事業の現状と課題

本市下水道事業の現状と課題を整理し、「快適な生活環境の実現」、「安全・安心なくらしの実現」、「下水道施設の適切な管理」、「下水道事業の経営の健全化」の 4 つに分けました。

１　快適な生活環境の実現

下水道（汚水）整備

①　下水道（汚水）整備の現状

本市では、市民が快適な生活を送ることができるよう、下水道（汚水）の整備を進めてきました。平成 28 年度末現在、下水道処理人口*は 51 万人を超え、下水道処理人口普及率*は、86.5 %に達しています。

一方、下水道（汚水）の整備が進んでいない地域に住む人口（未普及人口）は、未だに 8 万人を超えています。

また、下水道（汚水）を既に整備している地域に住む市民の中には、経済的な理由などにより下水道（汚水）に接続できない方もいます。

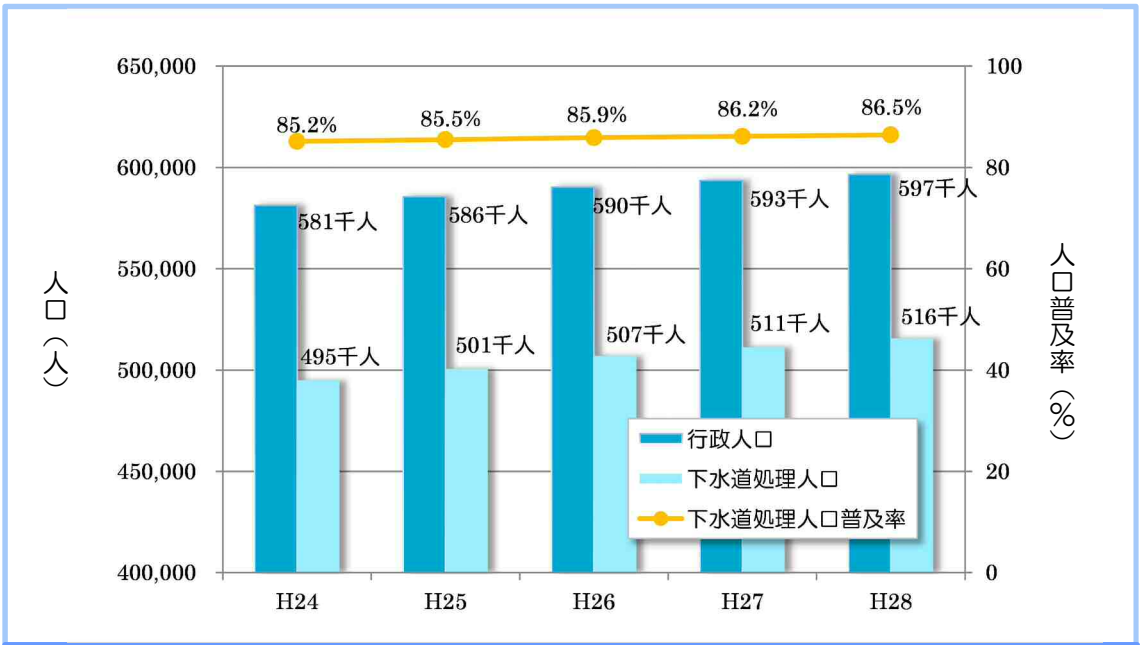

図-2　下水道処理人口普及率の推移

②　下水道（汚水）整備の課題

下水道（汚水）の整備が進んでいない地域には、引き続き、下水道（汚水）の整備を進める必要があります。しかしながら、そのような地域の中には、道路幅員が狭い場合や地下埋設物*の影響などにより工事が難しく、下水道（汚水）の整備費用が高くなる場所もあります。このため、コスト縮減への取り組みも引き続き実施していく必要があります。

また、下水道（汚水）は、市民に接続されてはじめてその効果（生活環境の改善や河川などの水質保全）を発揮します。

こうしたことから、下水道（汚水）を既に整備している地域に住む市民に対しては、引き続き、下水道（汚水）への接続促進を働きかける必要があります。

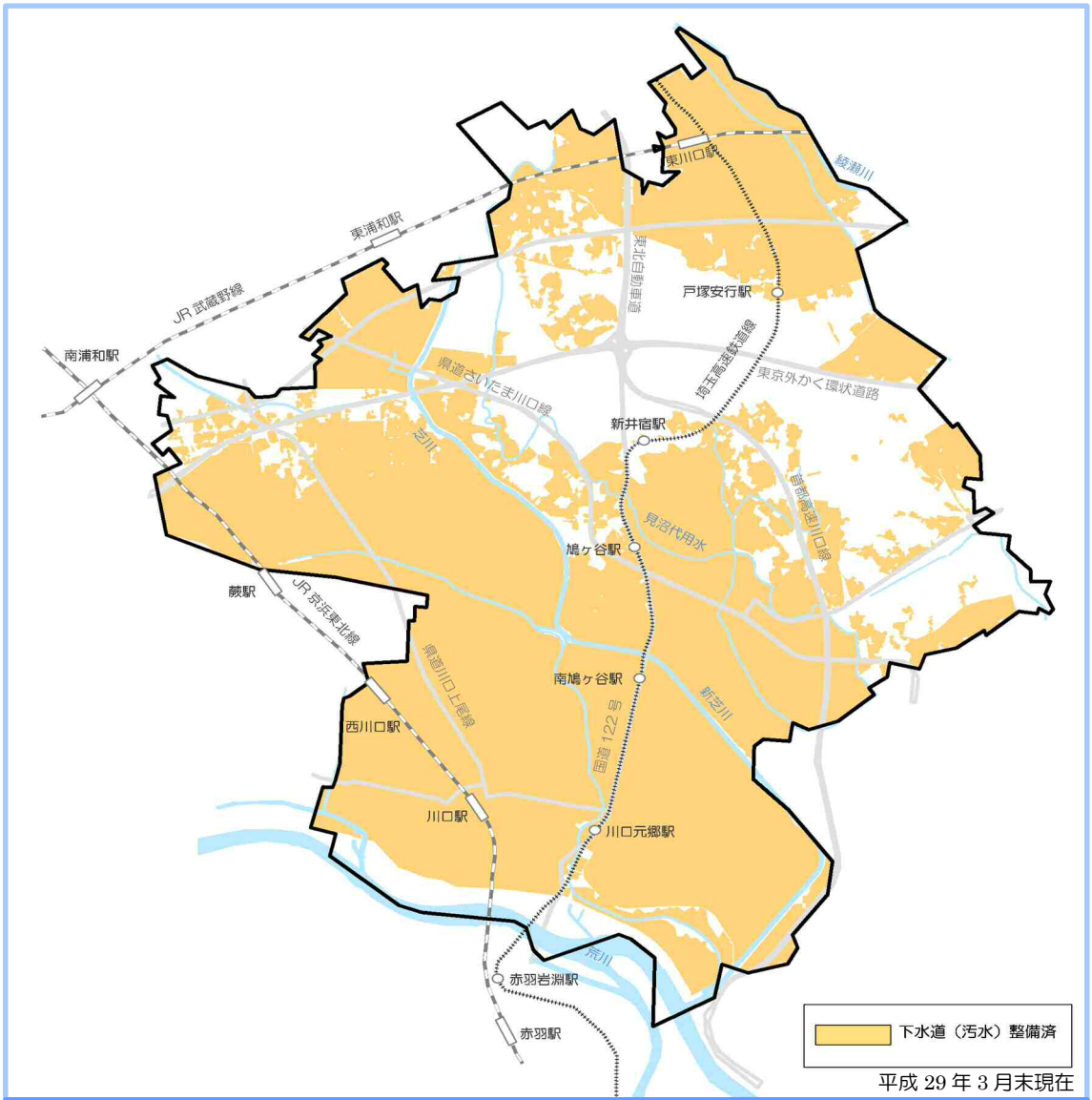

図-3　下水道（汚水）整備済地域図

２　安全・安心なくらしの実現

（１）浸水対策

①　浸水対策の現状

気象庁のアメダス*による観測では、1 時間降水量 50 ㎜以上の雨が 1 年間に観測される回数は、昭和 51 年から昭和 61 年の平均回数が 167 回であるのに対し、平成 19 年から平成 28 年の平均回数は 232 回と増加傾向（約 1.4 倍）にあります。

また、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）* 第 5 次評価報告書では、「世界平均地上気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高い。」と指摘されており、今後も強い雨がさらに増加すると考えられます。

1 時間降水量 50 ㎜以上の年間発生回数（1,000 地点あたり）

・1 時間降水量の年間発生回数
・全国 1,300 地点のアメダスより集計
・1,000 地点あたりの回数としている

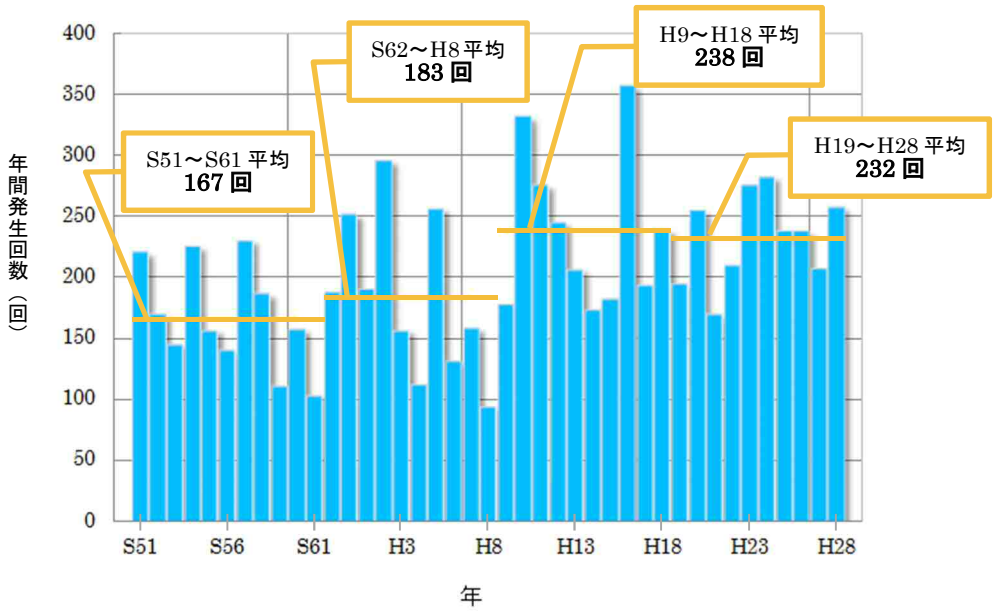

アメダスの地点数は、昭和 51 年当初は約 800 地点でしたが、その後増加し、平成 28 年では約 1,300 地点となっています。そこで、年による地点の影響を除くために、1,000 地点あたりの発生回数に換算し比較しています。

出典：気象庁（一部編集）

図-4　1 時間降水量 50 ㎜以上の年間発生回数の長期変化

本市では、5 年に 1 回程度発生する規模の降雨に対応できるよう、浸水被害の大きい地域から下水道（雨水）の整備を行っています。しかしながら、表-1 のような浸水被害が発生しています。

表-1　過去 10 年間に発生した最大 1 時間降水量 50 ㎜を上回る降雨

発生年月日	被害状況	総雨量	最大 1 時間降水量
平成 21 年　8 月　9 日	床上浸水　20 戸 床下浸水　398 戸 道路冠水　58 箇所 上記以外　6 箇所	152.0 ㎜	112.0 ㎜
平成 21 年　10 月　7～8 日	床上浸水　36 戸 床下浸水　34 戸 道路冠水　35 箇所 上記以外　3 箇所	146.0 ㎜	58.0 ㎜
平成 22 年　9 月　13 日	床上浸水　8 戸 床下浸水　12 戸 道路冠水　100 箇所 上記以外　6 箇所	81.0 ㎜	80.0 ㎜
平成 23 年　8 月　26 日	床上浸水　120 戸 床下浸水　383 戸 道路冠水　376 箇所 上記以外　24 箇所	109.5 ㎜	98.5 ㎜
平成 28 年　8 月　22 日	床上浸水　4 戸 床下浸水　9 戸 道路冠水　108 箇所	140.5 ㎜	61.0 ㎜

出典：川口市地域防災計画*（一部編集）

また、近年、都市化が進んだことにより、地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり田畑や雑木林がなくなることによって、雨水が地中に浸透する面積が減少しており、浸水被害が発生しやすくなっています。

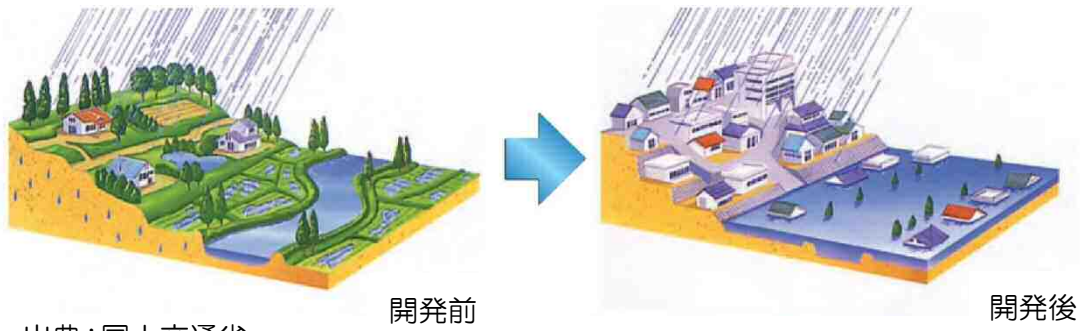

出典：国土交通省

図-5　都市化の進展により短時間に大量の雨水が流出

1 時間降水量の強さとそのイメージは以下のとおりです。
●30～50 ㎜：“激しい雨”と呼ばれ、バケツをひっくり返したように降る雨
●50～80 ㎜：“非常に激しい雨”と呼ばれ、滝のように ゴーゴーと降り続く雨

出典：気象庁(一部編集)

川口市マスコット
「きゅぽらん」

●浸水被害発生箇所
（平成 19 年度～平成 28 年度の 10 年間に浸水被害が発生した箇所）

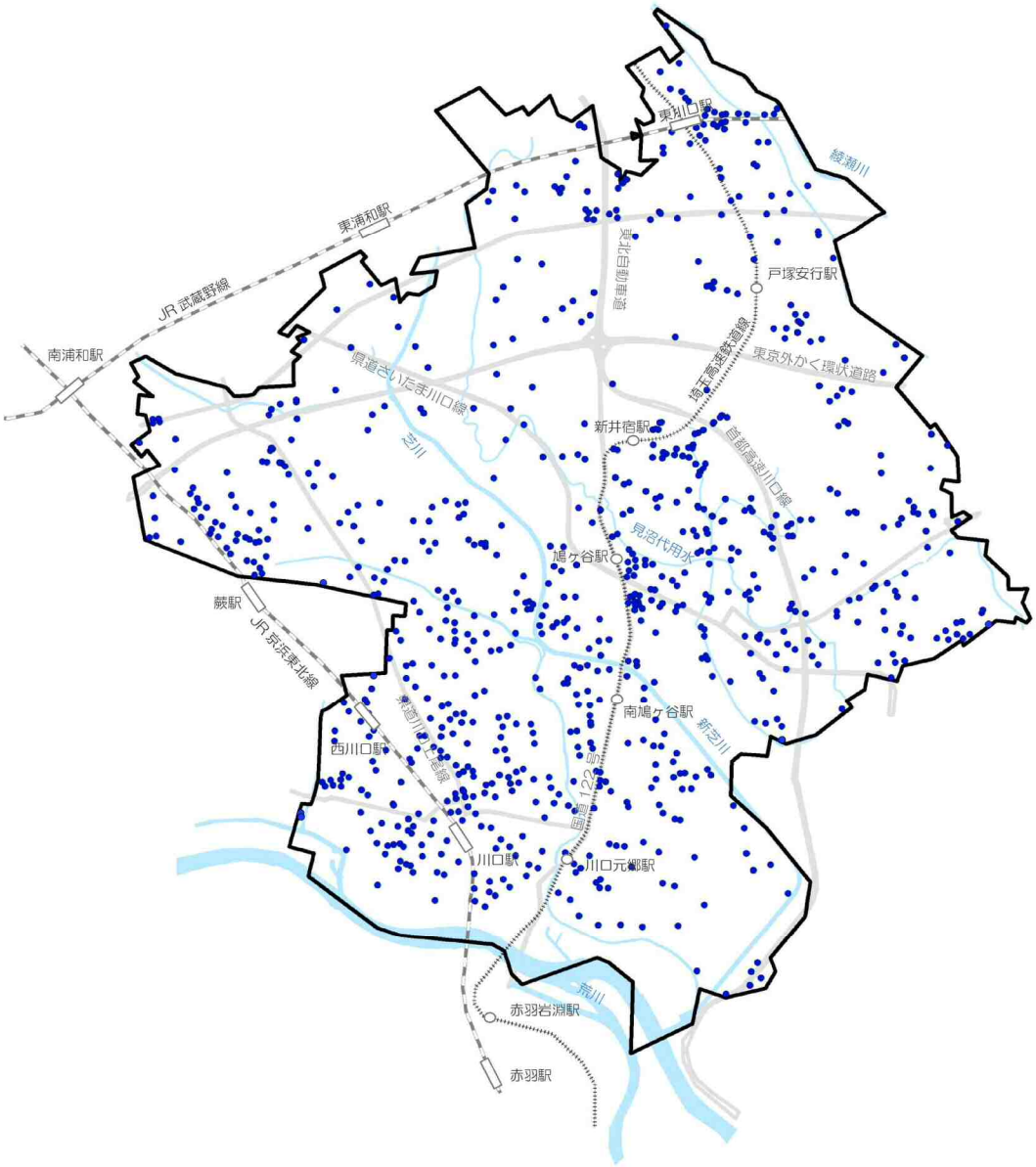

図-6　過去 10 年間の浸水被害発生箇所

②　浸水対策の課題

下水道（雨水）の整備が進んでいない地域、また、近年の土地利用の変化や低い土地の形状などに伴い浸水被害が発生している地域では、引き続き、下水道（雨水）の整備を進める必要があります。

また、水路や側溝など既存の排水施設における排水能力が低い地域では、ハード対策として、雨水管きょだけでなく貯留施設などを併せて整備する必要があります。

ただし、近年頻発している集中豪雨などに対処するためには、ハード対策だけでなく、内水ハザードマップ*や降雨に関する情報提供などのソフト対策の充実や、市民一人ひとりにおける自助を促進するなど、総合的な対策も必要です。

図-7　川口市が取り組んでいる浸水対策

コラム2　下水道のしくみ

各家庭や工場などから出た汚水は、汚水管きょやポンプ場*を通って、下水道の終末処理場（下水処理場）へと流れます。

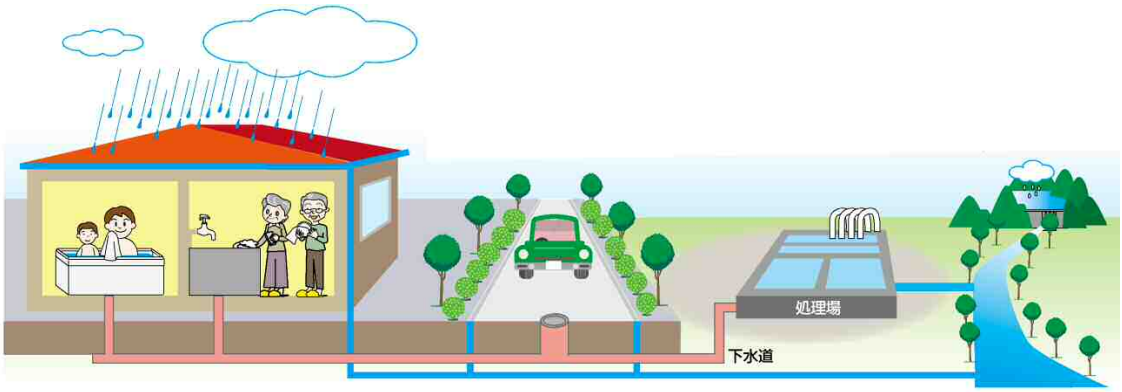

下水処理場では、バクテリアなどの微生物が汚水の汚れを食べることを利用した生物処理や沈殿処理*によって、汚水をきれいに処理します。きれいに処理された水は、河川や海などに放流されます。

汚水をきれいにする過程で発生した汚泥は、汚泥処理施設*へと送られ、バイオマスエネルギー*や建設資材として資源化され有効に利用されます。

※本市の汚水は、埼玉県の荒川水循環センターおよび中川水循環センターにおいて処理されています。

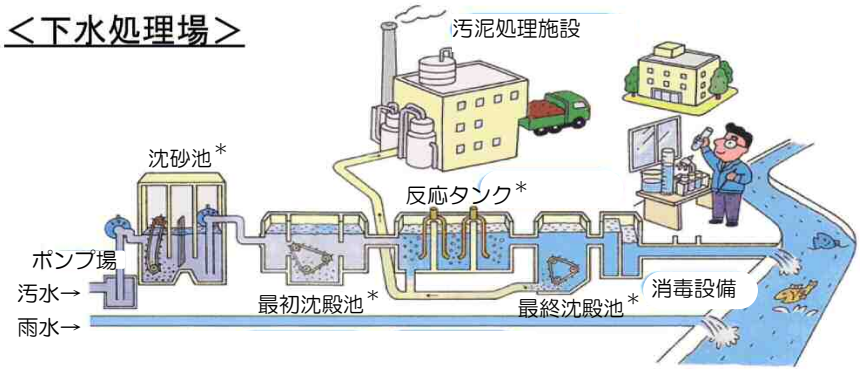

出典：国土交通省（一部編集）

コラム3　汚水と雨水（下水を流す方式）

下水を流す方式には、汚水と雨水を分けて流す分流式と、汚水と雨水を合わせて流す合流式があります。

１　分流式下水道

汚水と雨水を別々の管きょで排除する方法の下水道です。分流式下水道では汚水は下水処理場で処理されるため、汚水が河川に放流されません。

２　合流式下水道

汚水と雨水を同一の管きょで排除する方法の下水道です。合流式下水道では分流式に比べ、管きょの布設が容易な反面、雨天時に汚水混じりの雨水が河川に放流される問題があります。

出典：日本下水道協会（一部編集）

３　本市の下水道

本市では、中央・横曽根・青木・南平地域の大部分を合流式下水道で、その他の地域を分流式下水道により整備しています。

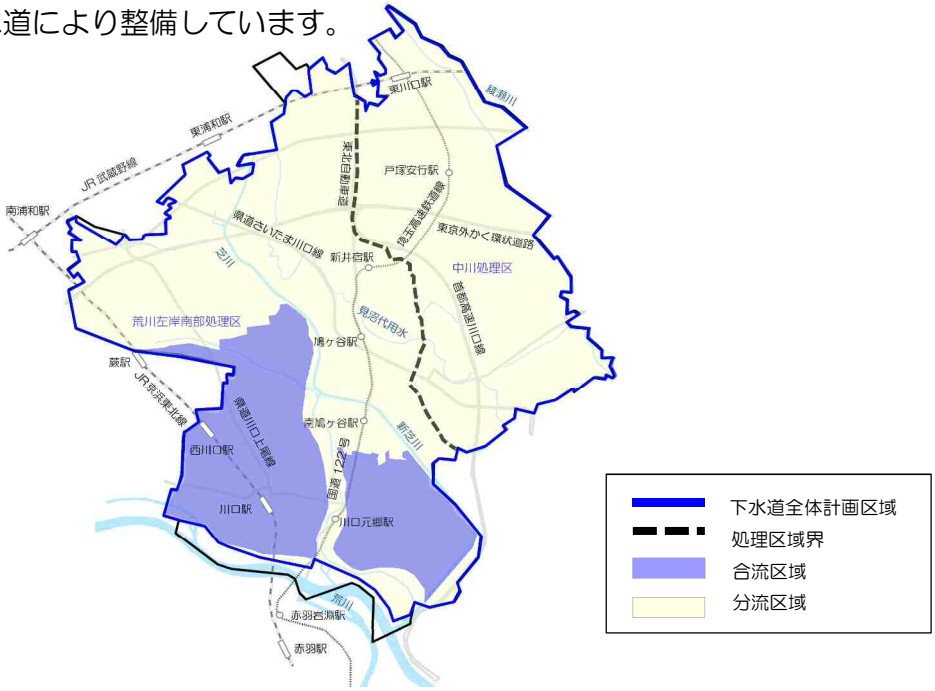

（2）地震対策

①　地震対策の現状

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会*が公表した「全国地震動予測地図* 2017 年版」では、本市が、今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は、26 %以上とされており、大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況です。

本市では、平成 26 年度に策定した「川口市下水道総合地震対策計画*（平成 29 年度一部改訂）」に基づき、下水道施設の耐震化を進めています。

なお、平成 18 年度以降に整備した管路施設*は全て耐震化を図っています。

●想定震度

平成 25 年度に埼玉県が公表した地震被害想定調査結果において、川口市で最大震度 6 強が予測されている「東京湾北部地震」の震度分布に基づいています。

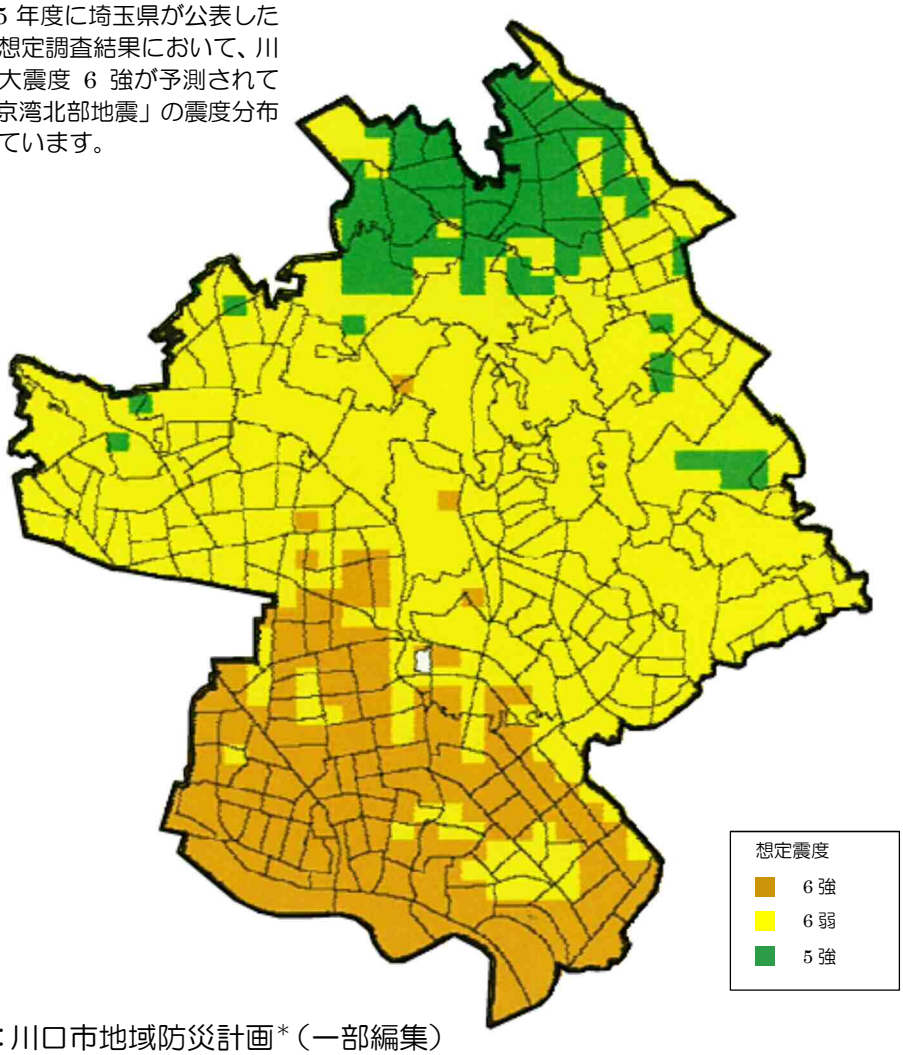

出典：川口市地域防災計画*（一部編集）

図-8　震度分布図【東京湾北部地震】（川口市）

ポンプ場*については、平成 28 年度末現在、雨水排水ポンプ場*が 9 箇所、汚水中継ポンプ場*が 8 箇所、雨水排水と汚水中継ポンプを有するポンプ場が 4 箇所（合計 21 箇所）あります。このうち、新耐震基準*を満たすポンプ場は約 10 %にあたる 2 箇所のみであり、旧耐震基準*で建設された 19 箇所のポンプ場の耐震補強工事は未実施の状況です。

表-2　ポンプ場の地震対策実施状況

番号	ポンプ場名称	用途	耐震基準
1	横曽根中継ポンプ場	汚水	旧基準
2	寿町ポンプ場	汚水	旧基準
3	青木橋排水ポンプ場	雨水・汚水	旧基準
4	仲町排水ポンプ場	雨水	旧基準
5	竪前橋ポンプ場	雨水・汚水	旧基準
6	丁張橋中継ポンプ場	汚水	旧基準
7	元郷排水ポンプ場	雨水	旧基準
8	緑町ポンプ場	雨水・汚水	旧基準
9	横曽根排水ポンプ場	雨水	旧基準
10	東領家中継ポンプ場	汚水	旧基準
11	椰木橋中継ポンプ場	汚水	旧基準
12	中央橋中継ポンプ場	汚水	旧基準
13	青木中継ポンプ場	汚水	旧基準
14	伊刈排水機場	雨水	旧基準
15	里ポンプ場	雨水・汚水	旧基準
16	二軒在家排水ポンプ場	雨水	旧基準
17	新堀中継ポンプ場	汚水	旧基準
18	領家第八公園ポンプ場	雨水	旧基準
19	南鳩ヶ谷ポンプ場	雨水	旧基準
20	荒川町ポンプ場	雨水	新基準
21	辻ポンプ場	雨水	新基準

※番号 20・21 については、耐震性能あり

また、災害時に指定避難所*となる小学校などを対象として災害用マンホールトイレ*を順次整備しており、平成 28 年度末現在では、計画上、104 の整備予定箇所のうち約 26 %にあたる 27 箇所の整備を終えています。

②　地震対策の課題

下水道施設を耐震化する場合において、交通量が多い幹線道路などに深く埋設されている管路施設*や機能を維持した状態で工事を行う必要があるポンプ場では、工事を行うことが難しく、多額の費用がかかります。

このため、新技術の採用によるコスト縮減への取り組みも引き続き実施していく必要があります。

３　下水道施設の適切な管理

（１）管路施設*

①　管路施設の現状

本市がこれまでに整備してきた管路施設の延長は、平成 28 年度末現在で約 1,200 ㎞を超えています。管路施設の標準耐用年数である 50 年を超えた施設は約 200 ㎞あり、老朽化による道路陥没が発生しています。このため、テレビカメラ調査を年間約 10 ㎞行い、不具合が発見された箇所の改修を行っています。

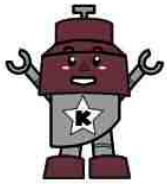

川口市マスコット
「きゅぽらん」

本市の管路施設の延長　約 1,200 ㎞は、
本市から本州の最北端にある青森県大間町までの距離※
の約 2 倍に近い長さです。（※直線距離　約 640 ㎞）

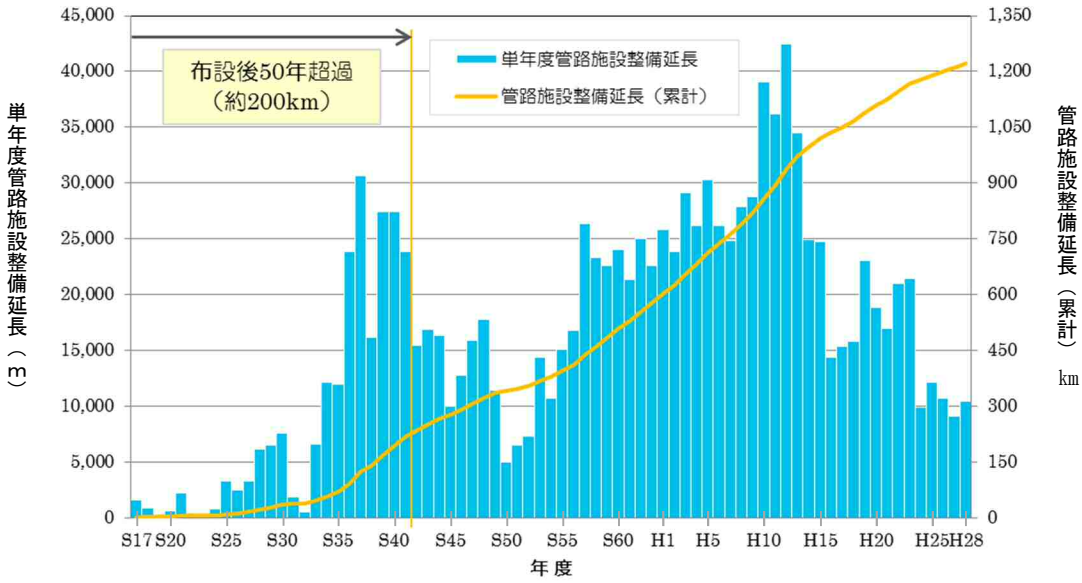

図-9　管路施設の整備延長

②　管路施設*の課題

本市では、今後、標準耐用年数を超える管路施設が年間約 15 ㎞増えていく見込みであることから、引き続き、テレビカメラなどによる管内調査*を強化し、その結果に基づく優先順位の設定や工法の選定などにより効率的な修繕・改築を行うことが求められています。

出典：国土交通省（一部編集）

写真-1　　硫化水素*の発生に起因するコンクリート構造物の腐食と道路陥没事故における他都市の事例

コラム4　地震の被害（他都市の事例）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、関東地方周辺においても 96 市区町村におよぶ極めて広い範囲の埋立地、旧河道（河川の跡）、旧池沼、沿岸部などで液状化現象が発生し、下水道の管路施設*においても取付管*抜け、土砂堆積、躯体*ズレ、接合部破損などが生じていました。

また、埋戻し部の液状化（部分液状化）も発生し、人孔（マンホール）の突出、路面異常といった被害を引き起こしています。

管路施設による汚水の流下機能*が損なわれた地域では、応急復旧によってトイレが使用できるようになるまでに 1 カ月程度を要することとなりました。

【マンホールの躯体ズレ】

【マンホールと管きょの接合部破損】

【マンホール突出・路面異常】

【マンホール突出・路面異常】

出典：国土交通省（一部編集）

（2）ポンプ場施設

①　ポンプ場施設の現状

本市には、汚水や雨水を処理するために、21 箇所のポンプ場*と 52 箇所の地下ポンプ室*があります。

ポンプ場における建物などの施設の標準耐用年数は 50 年、汚水ポンプ設備は 10 年から 15 年、雨水ポンプ設備は 15 年から 20 年です。

ポンプ場では、昭和 37 年度に供用を開始した横曽根中継ポンプ場が最も古く、平成 28 年度末現在、建設後 54 年が経過しているほか、ポンプ場施設の多くの機械・電気設備は標準耐用年数を超過している状況にあり、毎年、劣化が進んだポンプ設備のオーバーホールや更新などを行っています。

写真-2　横曽根中継ポンプ場

②　ポンプ場施設の課題

設備の故障や劣化により各設備に機能低下・停止などの不具合が発生した場合には、公共用水域*の水質汚染や、雨水の排水が行えなくなることで浸水被害を引き起こす恐れがあります。

また、最悪の場合には、下水道使用者に使用制限をしていただくことも考えられます。

今後も引き続き、定期的な点検・調査により施設の健全度を定量的に評価することで、長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に施設を管理することが求められています。

４　下水道事業の経営の健全化

①　下水道事業の経営の現状

下水道事業には長い時間と多額の費用がかかります。

また、安定的な事業の継続には、収入（入ってくるお金）と支出（出ていくお金）とのバランスを計画的に考えていくことが大切です。

下水道事業の収入は、国庫補助金、地方債、下水道使用料、繰入金などに分類されます。

下水道事業の支出は、大きく分けると建設事業費、維持管理費、地方債償還金（借入金の返済）に分類されます。

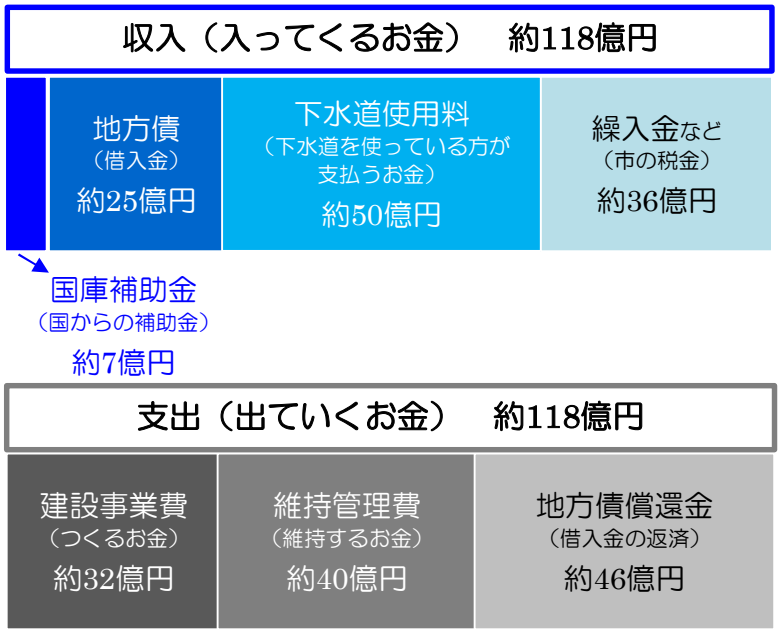

図-10　下水道事業の収入と支出の関係（平成 28 年度）

主な支出である、下水道施設の建設事業費については、地方債を借り入れることにより時間をかけて支払いをしています。これは、下水道施設を利用するすべての世代に、公平にその費用を負担していただく必要があるためです。

汚水事業のための費用は、主に下水道使用料を財源とし、雨水事業のための費用は、税金（一般会計からの繰入金）を財源としています。本市では、平成 28 年度における

汚水事業のための費用のうち約 76 %を下水道使用料で賄っており、残りは税金（一般会計からの繰入金）で補っています。

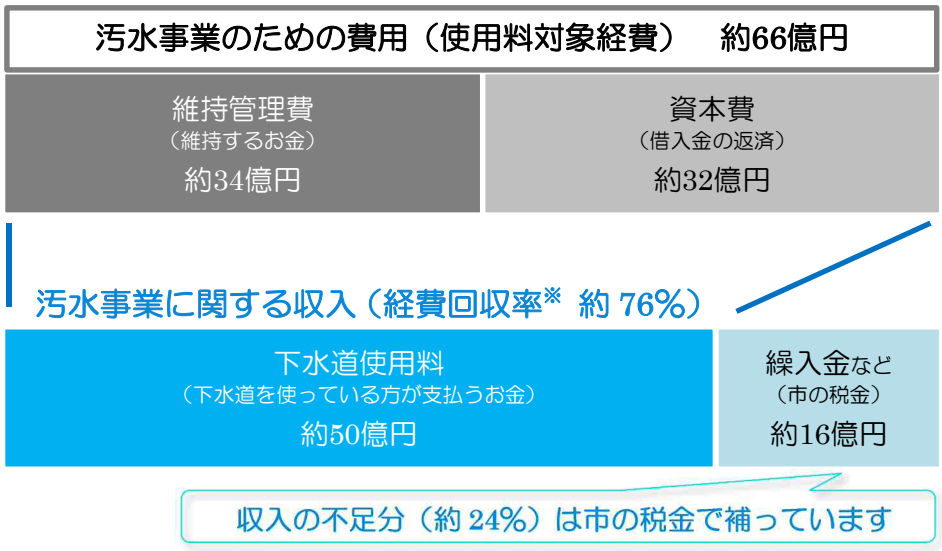

※経費回収率＝下水道使用料収入／使用料対象経費

図-11　下水道事業（汚水）の経費回収状況（平成 28 年度）

②　下水道事業の経営の課題

本市では、これまでも下水道事業における業務の委託化、地方債の繰上償還などにより、支出削減を図り、市民負担の軽減に努めてきました。

また、下水道（汚水）を既に整備している地域においては、下水道（汚水）への接続促進を働きかけ、下水道使用料の収入確保にも努めてきましたが、接続促進のための一層の取り組みが求められています。

今後は、人口の減少や節水機器の普及などによる下水道使用料（収入）の減少、地震や集中豪雨などの自然災害への対応、施設の老朽化に伴う更新費用（支出）の増大が想定されます。

このような変化に適切に対応するため、収入の確保、既存施設の耐震化や計画的な維持管理・更新を行う必要があり、経費の削減や適切な維持管理に努めながら、健全な経営を実現するための取り組みが求められています。

コラム5　下水道のお金のしくみ

１　費用負担について

下水道にかかる費用には、私たちが使って汚れた水をきれいにする汚水処理費と、街に降った雨を速やかに排除する雨水処理費があります。汚れた水をきれいにする費用は、下水道使用料として、下水道を使っている方に負担していただいており、自然現象である雨水の費用は税金（一般会計からの繰入金）で負担しています。

汚れた水をきれいにして川に戻すお金は
下水道使用料を使います。

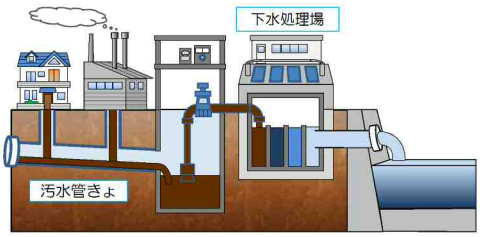

家庭や工場などから出る汚れた水を
きれいにして川に戻します。

雨水を排除するお金は税金（一般会計から
の繰入金）を使います。

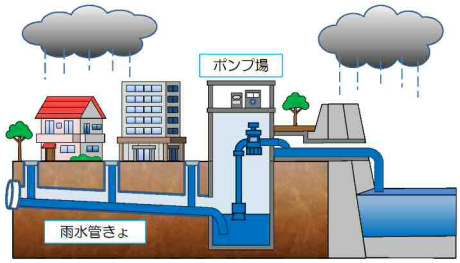

街に降った雨を速やかに排除し、
浸水から暮らしを守ります。

２　下水道使用料

下水道使用料は、下水道を使っている方が支払うお金で、汚れた水をきれいにする費用に使われます。下水道使用料は、家庭や工場などから流れた（使った）水の量によって決まり、2 カ月ごとに水道料金と合わせてお支払いしていただいています。そのため、下水道使用料の収入は、下水道へ流れる水の量によって増減します。

下水道へ流れる水の量は、人口の減少や節水機器の普及などにより減少していくことが見込まれる一方、下水道の整備が進んでいない地域への整備促進に伴う増加が見込まれます。

本市の下水道使用料の収入は、ほぼ横ばいでしたが、平成 28 年度は下水道使用料改定に伴い増加しました。

第３章　下水道施策

第３章　下水道施策

１　施策体系

本計画で掲げる理念「安全で快適なくらしを未来へつなぐ　川口の下水道」を実現するため、4 つの実施方針、7 つの施策目標、17 の施策を掲げ、効率的・効果的に下水道事業を推進します。

実施方針	施策目標	施　　策
Ⅰ 快適な生活環境の実現	１ 生活環境の改善や河川の水質保全に努めます	①計画的な下水道（汚水）整備の推進 ②整備困難地域における下水道（汚水）整備の検討 ③下水道接続率*の向上
Ⅱ 安全・安心なくらしの実現	１ 浸水に対する安全・安心なまちづくりを推進します	①計画的な下水道（雨水）整備の推進 ②公共施設における雨水流出抑制*の推進 ③浸水対策に対する情報提供による自助の促進
	２ 地震に対する防災・減災を推進します	①管路施設*における耐震化の推進 ②ポンプ場*における耐震化の推進 ③災害用マンホールトイレ*の整備推進 ④危機管理体制の向上

実施方針	施策目標	施　　策
Ⅲ 下水道施設の適切な管理	１ 管路施設*の適切な管理により事故の未然防止に努めます	①計画的な維持管理および改築の推進 ②改築情報などのデータベース化の検討 ③人材の確保と民間活用手法の研究
	２ ポンプ場施設の適切な管理により事故の未然防止に努めます	①計画的な維持管理および改築の推進（再掲） ②改築情報などのデータベース化の検討（再掲） ③人材の確保と民間活用手法の研究（再掲）
Ⅳ 下水道事業の経営の健全化	１ 経営基盤を強化し経営の健全化に努めます	①経営安定化の推進 ②適正な下水道使用料の検討 ③下水道接続率*の向上（再掲） ④計画的な維持管理および改築の推進（再掲） ⑤人材の確保と民間活用手法の研究（再掲）
	２ 広報活動の充実や市民ニーズの把握に努めます	①広報活動の充実 ②市民ニーズの把握

２　下水道施策

実施方針Ⅰ　快適な生活環境の実現

施策目標１　生活環境の改善や河川の水質保全に努めます

生活環境の改善や河川などの水質を保全するため、下水道（汚水）の整備が進んでいない地域においては、引き続き、下水道（汚水）の整備に取り組みます。

施　　策

①計画的な下水道（汚水）整備の推進

下水道（汚水）の整備が進んでいない地域については、既に整備している地域と早期に均衡が図れるよう整備を進めるとともに、土地区画整理事業などが計画・実施されている地域では、街路整備の進捗に合わせて整備を行うほか、一定の条件を満たす場合には、先行して整備を進めます。

■下水道管の整備事例

開削工法

道路を掘削し、下水道管を布設する工法で、最も一般的に採用されています。下水道管を埋設する深さが比較的浅い工事の場合に適しています。

開削工法

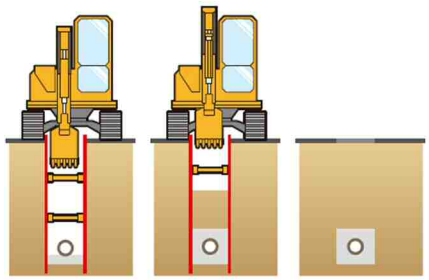

推進工法

道路に２箇所の立坑（発進用と到達用の縦穴）を設置し、その間を掘削機械により“もぐら”のようにトンネルを掘りながら下水道管を布設する工法です。下水道管を埋設する深さが深い幹線工事の場合に適しています。

推進工法

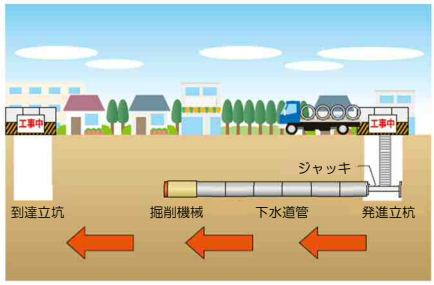

施　　策

②整備困難地域における下水道（汚水）整備の検討

道路幅員が狭い場合や地下埋設物*の影響などにより、下水道管を埋設する工事が難しい場所については、効率的な整備方法を検討するとともに、新工法の採用について研究します。

■下水道管の整備事例

道路線形に合わせた施工

道路線形、地表勾配に沿った配管を行うことにより、マンホールを省略する手法で、建設コストの低減、狭小道路での整備が可能です。

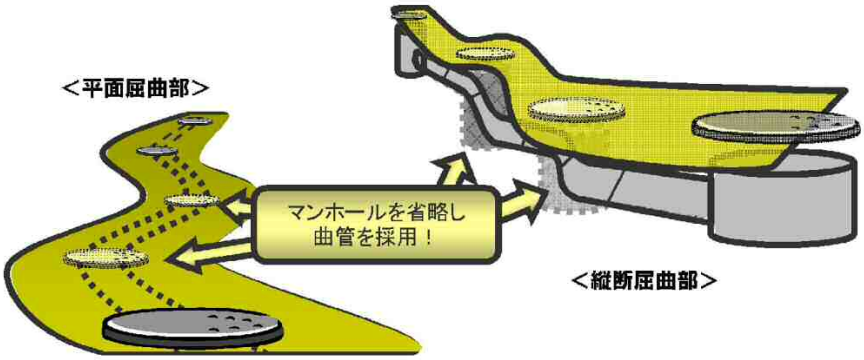

クイック配管

道路の下ではなく、水路空間、河川護岸、側溝などを占用して管きょを整備することで、建設コストの低減が可能です。

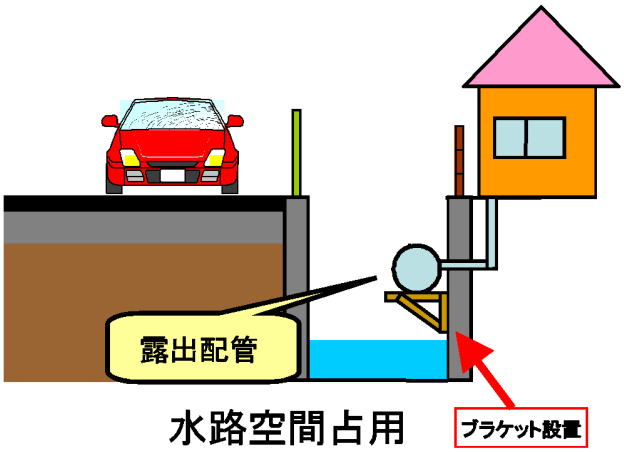

出典：国土交通省（一部編集）

施　　策

③下水道接続率*の向上

下水道（汚水）は、市民に接続されてはじめてその効果（生活環境の改善や河川などの水質保全）を発揮します。さらに、下水道接続率を向上させることは、資産の有効活用や下水道使用料の収入確保にもつながることから、戸別訪問などによる接続促進活動を行います。

また、下水道（汚水）に接続するための工事費用に対する支援の拡充について検討します。

■下水道（汚水）に接続するための工事費用に対する支援事例

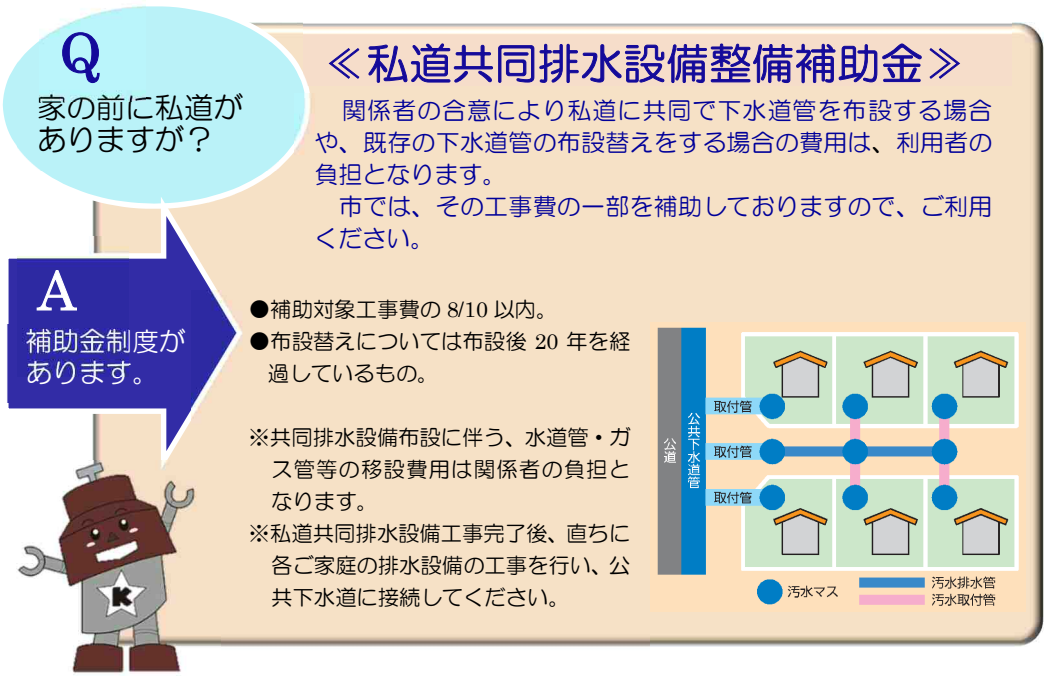

川口市マスコット
「きゅぽらん」

コラム6　水の循環（その1）

降った雨は川に注ぎ、その流れは海へと下ります。その水は蒸発して雲となり、雨となってまた地上にやってきます。このように、自然の中で水は巡っています。これを「水の循環」と言います。

私たちは、その「水の循環」の中で、生活するために水を使っています。川から取水した水は浄水場で水道水となり、各家庭や工場などで使われます。使って汚れた水は汚水管きょを通って下水処理場に集められ、きれいにしてから川に戻されます。

下水道は、水の循環にはなくてはならない大きな役割を果たしています。

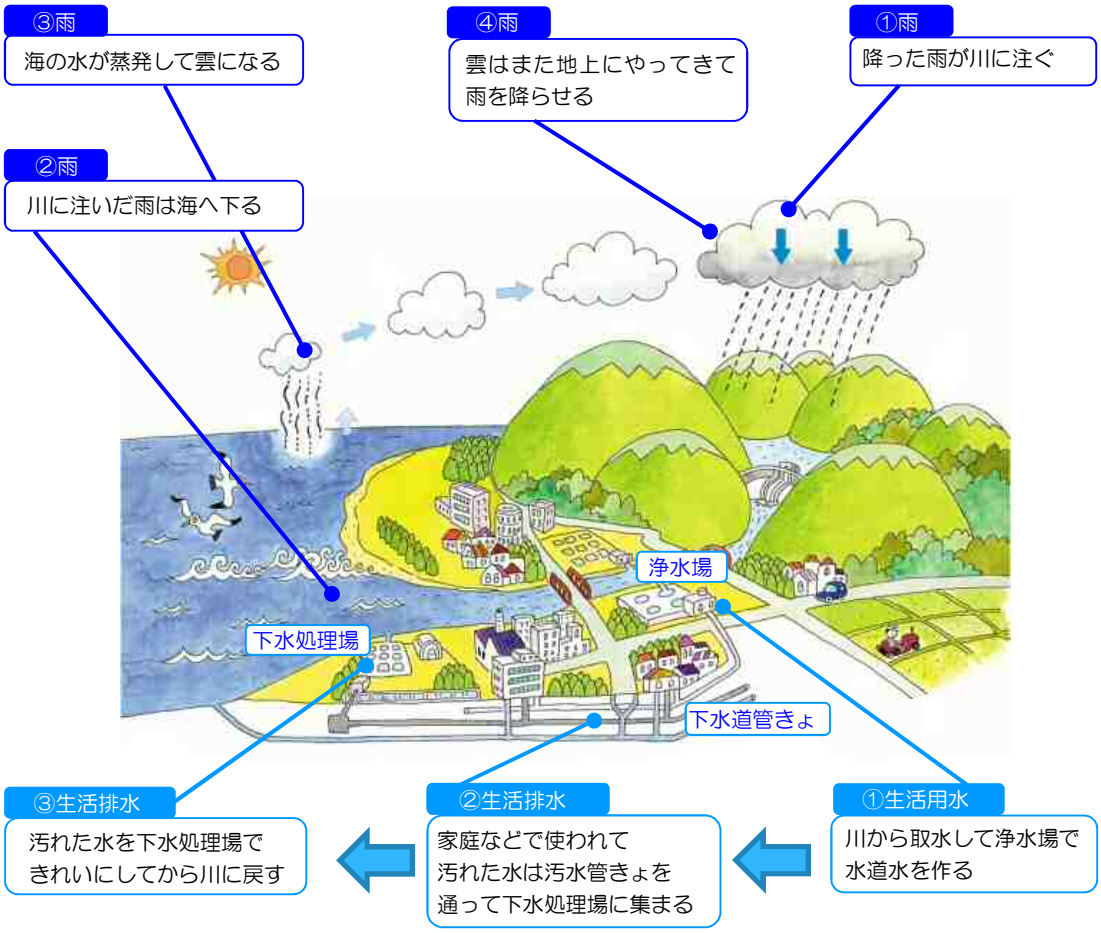

出典：日本下水道協会（一部編集）

実施方針Ⅱ　安全・安心なくらしの実現

施策目標１　浸水に対する安全・安心なまちづくりを推進します

本市では、5 年に 1 回程度発生する規模の降雨に対応できるよう、浸水被害の大きい地域から下水道（雨水）の整備を行っています。今後も、土地利用の変化や低い土地の形状などに伴い浸水被害が発生している地域では、引き続き、下水道（雨水）の整備に取り組みます。

施　　策

①計画的な下水道（雨水）整備の推進

土地利用の変化や低い土地の形状などに伴い浸水被害が発生している地域では、雨水管きょを整備するほか、貯留施設などの整備を検討します。

■貯留施設の整備事例

雨水貯留施設名	種　　類	位　　置	貯留容量
南部第 4 処理分区雨水貯留施設	雨水貯留管	上青木 1 丁目ほか地内	8,500 ㎥
	雨水調整池	南前川 1 丁目地内	3,500 ㎥
二軒在家公園雨水貯留施設	雨水調整池	朝日 4 丁目地内	2,500 ㎥
桜町排水区雨水貯留施設	雨水貯留管	桜町 3 丁目地内	3,600 ㎥
並木元町公園雨水貯留施設	雨水調整池	並木元町地内	5,800 ㎥

【内径 3 mの雨水貯留管】

施　　策

②公共施設における雨水流出抑制*の推進

公共施設の建て替えなどを行う場合には、関係機関と協議・連携を図り、地下貯留などの雨水流出抑制施設の設置を進めます。

■雨水流出抑制施設のイメージ図

雨水流出抑制施設とは、雨水を貯留・浸透させ、雨水の流出を減少または遅くすることで、雨水が河川や下水道（雨水）に流出するピークを低減させる施設です。

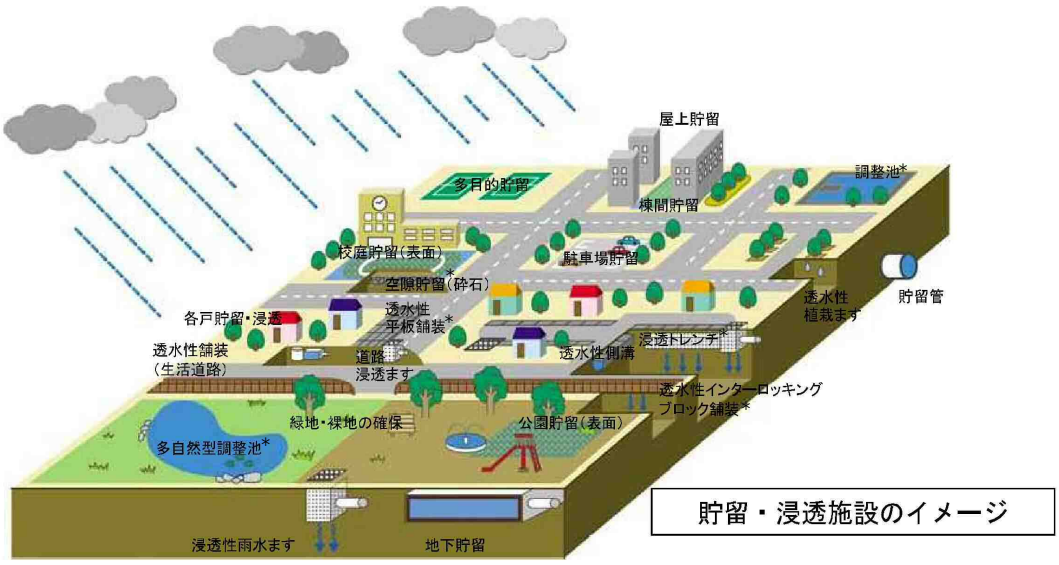

出典：国土交通省（一部編集）

③浸水対策に対する情報提供による自助の促進

浸水対策に対する情報を市民に提供することにより、市民一人ひとりの防災意識を高めます。

また、市民に対し浸水情報を少しでも早く伝えられるよう、情報通信技術（ICT）*を活用した情報提供について研究します。

川口市マスコット
「きゅぽらん」

施策目標２　地震に対する防災・減災を推進します

地震により、下水道施設が損傷することで、市民が、下水道を長時間使用できない場合には、市民生活や社会活動に極めて大きな影響を及ぼします。

こうしたことから、大規模地震災害時においても下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震化（防災対策）と、被害の最小化（減災対策）を組み合わせることにより計画的な地震対策に取り組みます。

施　　策

①管路施設*における耐震化の推進

新設する管きょは、各種耐震対策指針に基づき、可とう性継手*を用いるなど耐震性の強化を図ります。

一方、既に埋設されている重要な管きょ（避難所からの汚水を受ける管きょ、緊急輸送道路下にある管きょ、河川や軌道を横断している管きょ）については、優先的に管更生などの耐震化を進めます。

また、緊急輸送道路下にあるマンホールのうち、液状化によるマンホール浮上の恐れがあると判定されたマンホールについては、優先的に浮上防止対策を行います。

■下水道管更生の整備事例

古くなった下水道管の内部に硬質塩化ビニル製の部材をコーティングし、耐震性がある下水道管に蘇えらせる工法です。

【更生前の下水道管の内部】

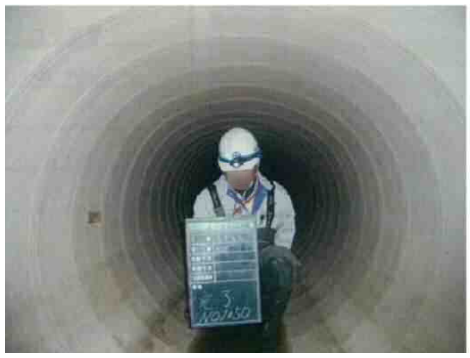

【更生後の下水道管の内部】

施　　策

②ポンプ場*における耐震化の推進

耐震性能の評価・調査診断を行い、耐震性能が不足していると判定されたポンプ場については、耐震補強を進めます。

■耐震性能の評価・調査診断の事例

ポンプ場の壁などからコンクリートを切り取り、コンクリートの強度を確認する試験です。

【コンクリートコア切り取りの様子】

【圧縮強度試験*の様子】

③災害用マンホールトイレ*の整備推進

「川口市地域防災計画*」に示されている指定避難所*などを対象とし、災害用マンホールトイレの整備を進めます。

■災害用マンホールトイレの設置事例

地中に貯留型下水道管を整備し、地上に災害用仮設トイレを設置したイメージ図です。

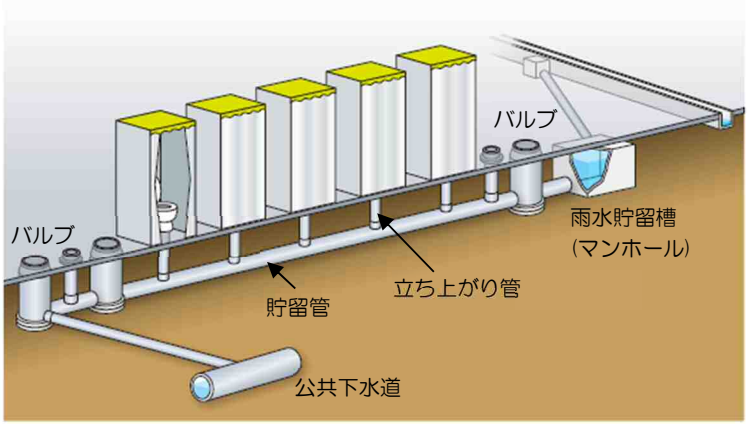

施　　策
④危機管理体制の向上 　下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的とした被災時の行動計画である「川口市下水道事業業務継続計画*」に基づく訓練の実施や資材の備蓄を行い、災害に強い危機管理体制の向上に努めます。

コラム7　水の循環（その2）

１　私たちの生活から発生する汚水

一般の家庭では、毎日、平均で１人１日あたり約 290ℓもの汚れた水を下水道に流しています。

例えば、500ｍℓのペットボトルでは、約 580 本になります。

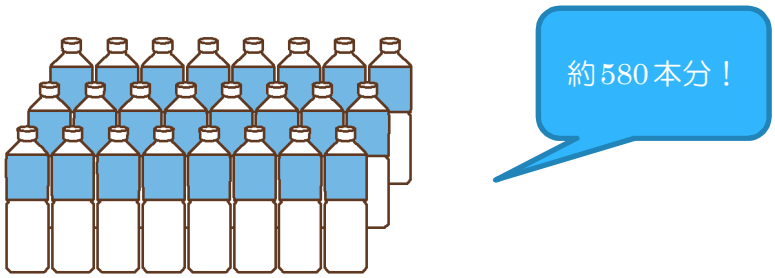

２　私たちができる健全な水循環への貢献

私たちの家庭や工場などから排出される汚れた水は、下水処理場で微生物の力や電力などのたくさんのエネルギーを使ってきれいな水に戻されます。エネルギーを節約して、より効率的な下水処理を行うためには、各家庭からの適正な排水も必要です。

■洗剤の使用は
適量にしましょう

■食べ残しや油汚れなどは
拭き取ってから洗いましょう

■油、髪の毛、生ごみなどは
下水道に流さないでください

出典：日本下水道協会（一部編集）

実施方針Ⅲ　下水道施設の適切な管理

施策目標１　管路施設*の適切な管理により事故の未然防止に努めます

本市では、今後、標準耐用年数を超える管路施設が年間約 15 km増えていく見込みです。流下機能*の継続的な維持や道路陥没など管路施設の不具合に起因する事故を未然に防止するため、適切な維持管理を行い、計画的な改築に取り組みます。

施　　策

①計画的な維持管理および改築の推進

下水道施設の計画的な維持管理および改築を行うため、ストックマネジメント計画*を策定し、膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価することで、長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に下水道施設の管理を行い、建設投資にかかる経費の平準化を図ります。

■下水道管の布設替事例

古くなった下水道管を撤去し、新しい下水道管を布設している様子です。

【古くなった下水道管の撤去】

【新しい下水道管の布設】

②改築情報などのデータベース化の検討

効率的に下水道施設の維持管理を行うため、改築情報などのデータベース化を検討します。

施　　策
③人材の確保と民間活用手法の研究 今後、下水道施設における改築や更新に要する事業量は増加することが想定されます。これらの変化に合わせ、下水道事業を将来にわたって安定した形で継続させるためには、それを管理する職員の確保や育成が必要です。 こうしたことから、職員に対する研修の充実や資格取得を積極的に促進するとともに、必要に応じ、組織体制の見直しについて検討します。 また、適切な維持管理を行う手法の一つとして、下水道施設の維持管理に関する民間活用についても研究します。

施策目標２　ポンプ場施設の適切な管理により事故の未然防止に努めます

設備の故障や劣化により各設備に機能低下・停止などの不具合が発生した場合には、公共用水域*の水質汚染や、雨水の排水が行えなくなることで浸水被害を引き起こす恐れがあります。

また、最悪の場合には、下水道使用者に使用制限をしていただくことも考えられます。

こうしたことから、定期的な点検・調査により施設の状況を把握するとともに、修繕による施設の延命化を図りながら計画的な改築に取り組みます。

施　　策

①計画的な維持管理および改築の推進（再掲）

下水道施設の計画的な維持管理および改築を行うため、ストックマネジメント計画*を策定し、膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価することで、長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に下水道施設の管理を行い、建設投資にかかる経費の平準化を図ります。

■地下ポンプ室*にあるポンプの維持管理事例

地下に設置している雨水ポンプを引き上げて、オイル交換を行っている様子です。

【雨水ポンプ引き上げの様子】

【オイル交換の様子】

②改築情報などのデータベース化の検討（再掲）

効率的に下水道施設の維持管理を行うため、改築情報などのデータベース化を検討します。

施　　策
③人材の確保と民間活用手法の研究（再掲） 今後、下水道施設における改築や更新に要する事業量は増加することが想定されます。これらの変化に合わせ、下水道事業を将来にわたって安定した形で継続させるためには、それを管理する職員の確保や育成が必要です。 こうしたことから、職員に対する研修の充実や資格取得を積極的に促進するとともに、必要に応じ、組織体制の見直しについて検討します。 また、適切な維持管理を行う手法の一つとして、下水道施設の維持管理に関する民間活用についても研究します。

コラム8　民間活用手法の概要

限られた職員のもと膨大な下水道施設の保全および機能の確保、事故などの防止を目的とした適切な維持管理などを行うために、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法として、PPP*（パブリックプライベートパートナーシップ）が導入されています。

PPPとは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、下の図の「直営」を除くさまざまな手法を指します。

項目	包括的民間委託	DBO
スキーム図例	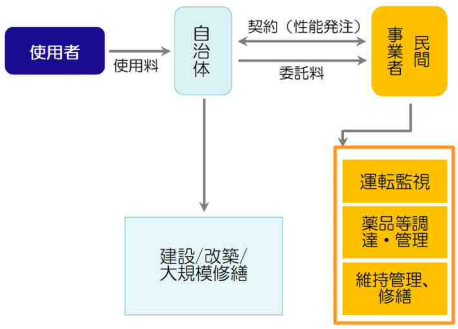	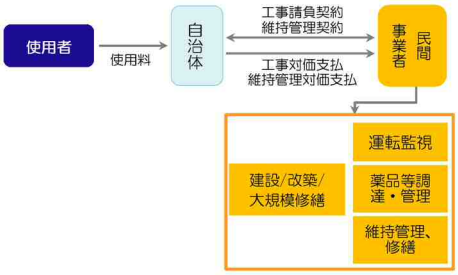
契約期間	3~5 年間	20 年間程度の事例が多い

項目	PFI（サービス購入型）	PFI（コンセッション方式）
スキーム図例	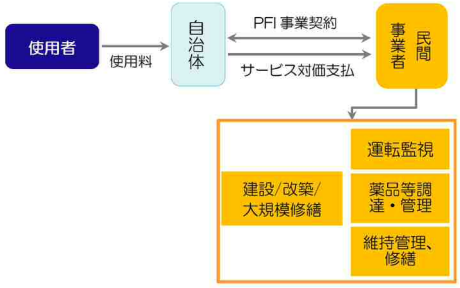	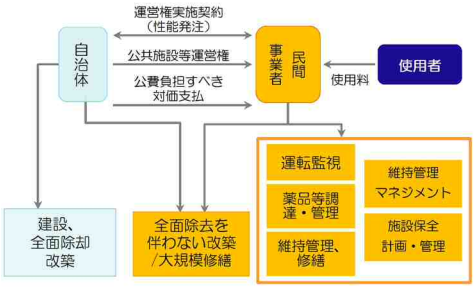
契約期間	20 年間程度の事例が多い	

コラム9　マンホール

１　「マンホール」という名前の由来

マンホールは英語でMan（マン：人）Hole（ホール：穴）です。日本語では人孔（じんこう）と言いますが、孔は穴のことなので、英語をそのまま日本語化した訳語です。

２　「マンホール」の役割

マンホールは、下水道管内の点検、修理、掃除などのために設けられています。

四角いマンホール蓋

３　「マンホール蓋」が丸い理由

マンホールの蓋が丸い理由はいろいろあるようですが、一般的には、「丸い蓋は中に落ちない。」という理由です。四角い蓋ですと斜めにすると中に落ちてしまいます。中の穴は蓋より小さくなっていますので、丸い蓋はどうやっても中に落とすことはできません。

丸いマンホール蓋

４　「マンホール蓋」の種類

川口市の下水道は、汚水と雨水を分けて流している「分流式下水道」と、合わせて流している「合流式下水道」があります。皆さんにおなじみのマンホール蓋も、汚水用と雨水用と合流用の３種類あることはご存知でしたか？

汚水：家庭や工場などから出る汚れた水

雨水：降雨などの自然水

汚水用マンホール蓋

雨水用マンホール蓋

合流用マンホール蓋

実施方針Ⅳ　下水道事業の経営の健全化

施策目標１　経営基盤を強化し経営の健全化に努めます

汚水事業のための費用は、主に下水道使用料を財源としています。

今後は、人口の減少や節水機器の普及などによる下水道使用料（収入）の減少、地震や集中豪雨などの自然災害への対応、施設の老朽化に伴う更新費用（支出）の増大が想定されます。

こうしたことから、将来にわたり安定した下水道サービスを市民に提供するため、経営基盤の強化に努めます。

施　　策

①経営安定化の推進

効率的な施設管理、コストの削減、建設投資にかかる経費の平準化などを図り、下水道事業の安定経営に努めます。

また、下水道への接続を促進するなど収入の確保に努めます。

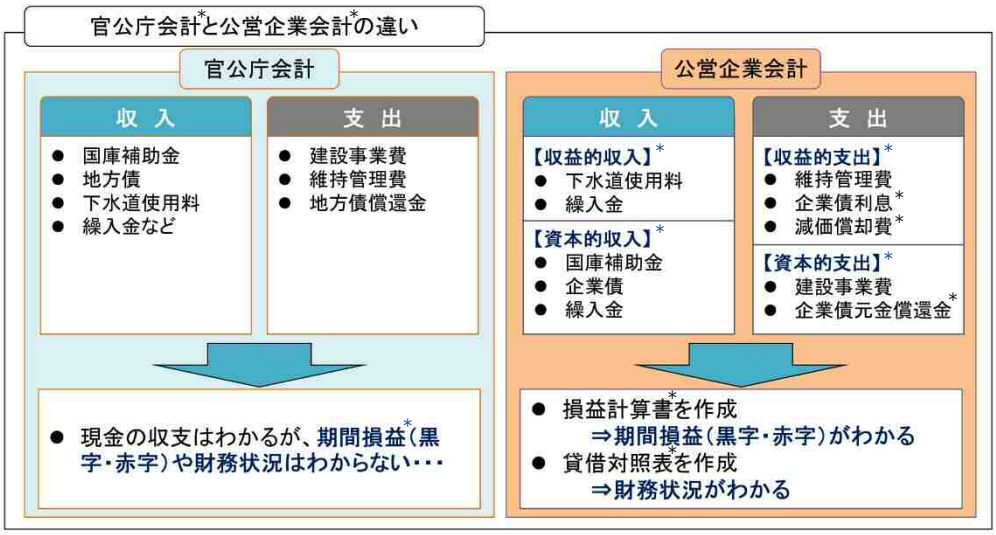

なお、下水道事業は、平成 31 年 4 月に公営企業会計へ移行します。これにより、経営成績（損益情報）や財政状態（ストック情報）などの経営状況を正確に把握でき、より的確な事業運営を行えるようになります。

さらに、収入と支出のバランスがとれた安定した経営を続けるため、重点施策や事業の優先順位を考慮した「経営戦略（中長期の収支計画）」を策定します。

施　　策
②適正な下水道使用料の検討 今後、人口の減少や節水機器の普及などによる下水道使用料（収入）の減少、施設の老朽化に伴う更新費用（支出）の増大が想定されます。 今後も引き続き、経費の削減や適切な維持管理に努めつつ健全な下水道経営を実現するため、適正な経費回収率などを指標とした下水道使用料について検討します。
③下水道接続率*の向上（再掲） 下水道（汚水）は、市民に接続されてはじめてその効果（生活環境の改善や河川などの水質保全）を発揮します。さらに、下水道接続率を向上させることは、資産の有効活用や下水道使用料の収入確保にもつながることから、戸別訪問などによる接続促進活動を行います。 また、下水道（汚水）に接続するための工事費用に対する支援の拡充について検討します。
④計画的な維持管理および改築の推進（再掲） 下水道施設の計画的な維持管理および改築を行うため、ストックマネジメント計画*を策定し、膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価することで、長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に下水道施設の管理を行い、建設投資にかかる経費の平準化を図ります。
⑤人材の確保と民間活用手法の研究（再掲） 今後、下水道施設における改築や更新に要する事業量は増加することが想定されます。これらの変化に合わせ、下水道事業を将来にわたって安定した形で継続させるためには、それを管理する職員の確保や育成が必要です。 こうしたことから、職員に対する研修の充実や資格取得を積極的に促進するとともに、必要に応じ、組織体制の見直しについて検討します。 また、適切な維持管理を行う手法の一つとして、下水道施設の維持管理に関する民間活用についても研究します。

施策目標２　広報活動の充実や市民ニーズの把握に努めます

下水道（汚水）は、市民に接続されてはじめてその効果（生活環境の改善や河川などの水質保全）を発揮します。さらに、下水道接続率*を向上させることは、資産の有効活用や下水道使用料の収入確保にもつながります。

こうしたことから、下水道（汚水）を使用できる市民が速やかに下水道（汚水）に接続していただけるよう、積極的な広報活動に努めます。

また、下水道サービスの向上を図るため、さまざまなイベントなどを通じて、直接市民の声を聴くなど、市民ニーズの把握に努めます。

施　　策

①広報活動の充実

下水道事業の必要性や下水道の内容などをわかりやすく市民に伝えるため、市ホームページや広報誌などを活用した情報提供を行うとともに、各種イベントを通じ積極的な広報活動に努めます。

また、下水道施設の見学会開催について検討します。

■イベントへの出展事例（川口市産品フェア 2017）

子どもたちに下水道の説明をしている様子です。

②市民ニーズの把握

住民説明会や各種イベントへの出展・参加などを通じて、直接市民の声を聴くなど、市民ニーズの把握に努めます。

コラム10　マンホールカード

1　マンホールカードとは

日本のマンホール蓋は全国各地デザインが違うご当地ものです。その土地に縁のある場所や特産品などが描かれており、まさに日本人の繊細さや丁寧さが生み出した路上の文化物です。

マンホールカードとは、各地のマンホール蓋の写真・位置情報・デザインの由来などが記載されたコレクションカードです。平成 29 年 12 月現在、258 自治体 293 種類のマンホールカードが作られており、地域によって色分けされていたり、デザインのカテゴリーが印字されているので、人それぞれの集め方ができます。

2　川口市のマンホールカード

川口市のマンホール蓋は、中心に市の花「鉄砲ユリ」を、その周りに明治初期の特産品であった「竹ざる」の模様を施しています。

マンホール蓋は平らな面に一定の深さの溝を刻み込む形が一般的ですが、川口市の蓋は表面にゆるやかな曲線を用い、高さに変化をもたせて立体感を表現した、高い技術を要する珍しいデザインです。

第４章　計画の進行管理

第４章　計画の進行管理

下水道ビジョンの進行管理

本計画を着実に実行するため、各施策（図-13 参照）に基づく事業の実施状況や目標数値管理により進行状況を確認します。

なお、目標数値については、今後策定する「経営戦略」においてリスク評価や優先順位付けを行う中で定めることとします。

また、計画の策定（Plan）、各種事業の実施（Do）、進捗状況の確認（Check）、改善の検討（Action）を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら各種事業を実施していきます。

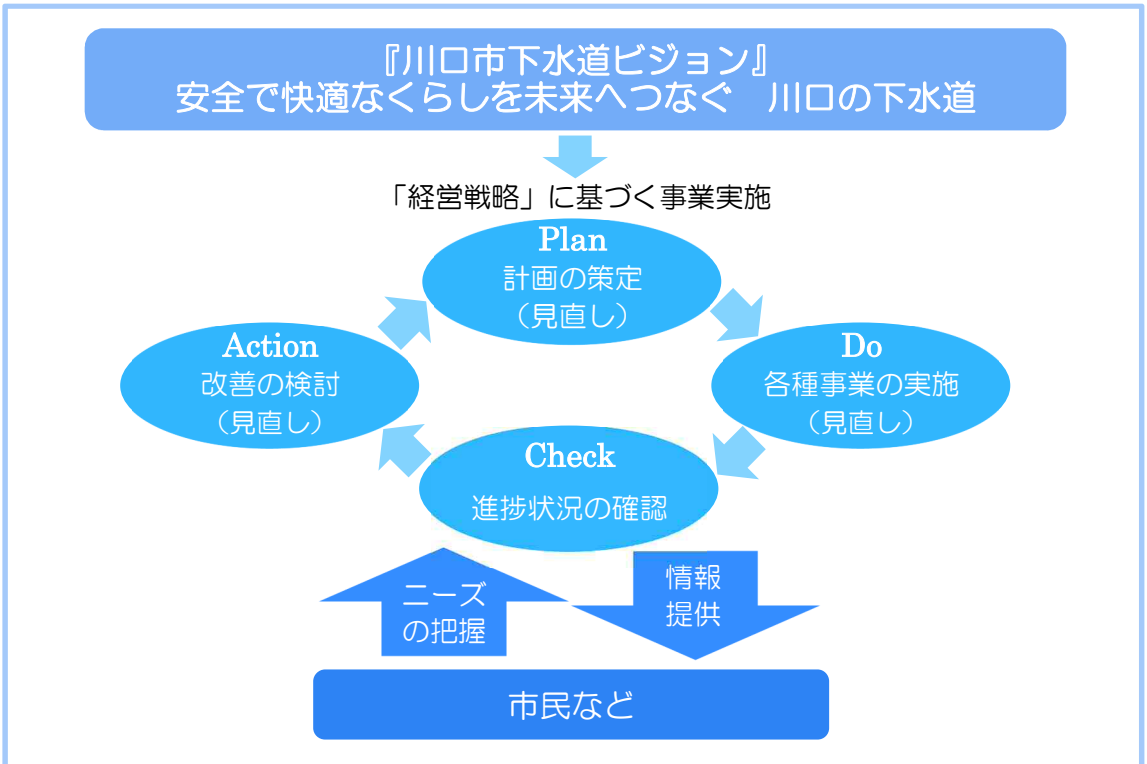

図-12　下水道ビジョンの進行管理

『川口市下水道ビジョン』
平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）

理念　安全で快適なくらしを未来へつなぐ　川口の下水道

実施方針Ⅰ　快適な生活環境の実現

■施策目標１　生活環境の改善や河川の水質保全に努めます

施策①　計画的な下水道（汚水）整備の推進
施策②　整備困難地域における下水道（汚水）整備の検討
施策③　下水道接続率*の向上

実施方針Ⅱ　安全・安心なくらしの実現

■施策目標１　浸水に対する安全・安心なまちづくりを推進します

施策①　計画的な下水道（雨水）整備の推進
施策②　公共施設における雨水流出抑制*の推進
施策③　浸水対策に対する情報提供による自助の促進

■施策目標２　地震に対する防災・減災を推進します

施策①　管路施設*における耐震化の推進
施策②　ポンプ場*における耐震化の推進
施策③　災害用マンホールトイレ*の整備推進
施策④　危機管理体制の向上

実施方針Ⅲ　下水道施設の適切な管理

■施策目標１　管路施設の適切な管理により事故の未然防止に努めます

施策①　計画的な維持管理および改築の推進
施策②　改築情報などのデータベース化の検討
施策③　人材の確保と民間活用手法の研究

■施策目標２　ポンプ場施設の適切な管理により事故の未然防止に努めます

施策①　計画的な維持管理および改築の推進（再掲）
施策②　改築情報などのデータベース化の検討（再掲）
施策③　人材の確保と民間活用手法の研究（再掲）

実施方針Ⅳ　下水道事業の経営の健全化

■施策目標１　経営基盤を強化し経営の健全化に努めます

施策①　経営安定化の推進
施策②　適正な下水道使用料の検討
施策③　下水道接続率の向上（再掲）
施策④　計画的な維持管理および改築の推進（再掲）
施策⑤　人材の確保と民間活用手法の研究（再掲）

■施策目標２　広報活動の充実や市民ニーズの把握に努めます

施策①　広報活動の充実
施策②　市民ニーズの把握

図-13　下水道ビジョンの体系

資料

資料１　川口市の概要

沿　革

川口という地名は、旧入間川（現在の荒川）と芝川が合流する場所であったことに由来するといわれ、鎌倉時代の作とされる「とはずがたり」、室町時代の作とされる「義経記」に記された「小川口」という地名が現在の川口にあたるとされています。

江戸時代には荒川や芝川による舟運を利用した江戸向けの商品の開発、生産や流通が盛んになりました。この頃から、川口の代名詞ともなっている鋳物工業や植木産業などが発展しはじめ、産業都市としての礎が築かれていきました。

明治時代になると、本市には河川交通や街道があったこと、東京市場や京浜工業地帯を近くに控えていたことなどの優位性もあり、日用品鋳物に代わり土木建築用鋳物や機械鋳物の生産が増加し、併せて関連産業の分業化が進展しました。

そして、大正 3 年の第一次世界大戦の勃発により、外国からの注文が急増し、京浜工業地帯の急速な発展とともに機械鋳物の生産が増大し、本市の機械工業も発展していくこととなります。

第二次世界大戦終戦後は、生活物資が不足する苦難の時代を経ながら、鋳物工業の再生を核とする復興が進められました。昭和 39 年の東京オリンピックに使用された聖火台は、戦後の復興を果たした日本のシンボルであるとともに、川口鋳物を代表する作品です。また、植木産業は、戦後の高度経済成長期における急激な都市化の進展に伴う需要増と造園技術の進歩があいまって、安行ブランドといわれるほどになっていきました。

市域に目を向けると、昭和 8 年に市制が施行されて以降、数度の合併や分離を繰り返して現在の市域を形成していくこととなります。

平成 29 年 12 月には人口が 60 万人を超え、市民に一番身近な市の視点で、きめ細かなサービスを提供するため、平成 30 年 4 月 1 日に中核市へ移行し、現在に至っています。

2018.4.1　誕生

中核市　川口

概　要

本市は、北は県庁所在地であるさいたま市に、南は首都東京に隣接し、埼玉県の南の玄関口として都心から 10～20 ㎞圏内に位置しています。また、国道 122 号や東北自動車道、首都高速川口線が南北に縦断し、東京外かく環状道路が東西を横断しています。さらに、鉄道は、市の南西部に JR 京浜東北線、北部に JR 武蔵野線、中央部に埼玉高速鉄道線が走り、経済活動や市民生活の面で利便性の高い立地環境となっています。

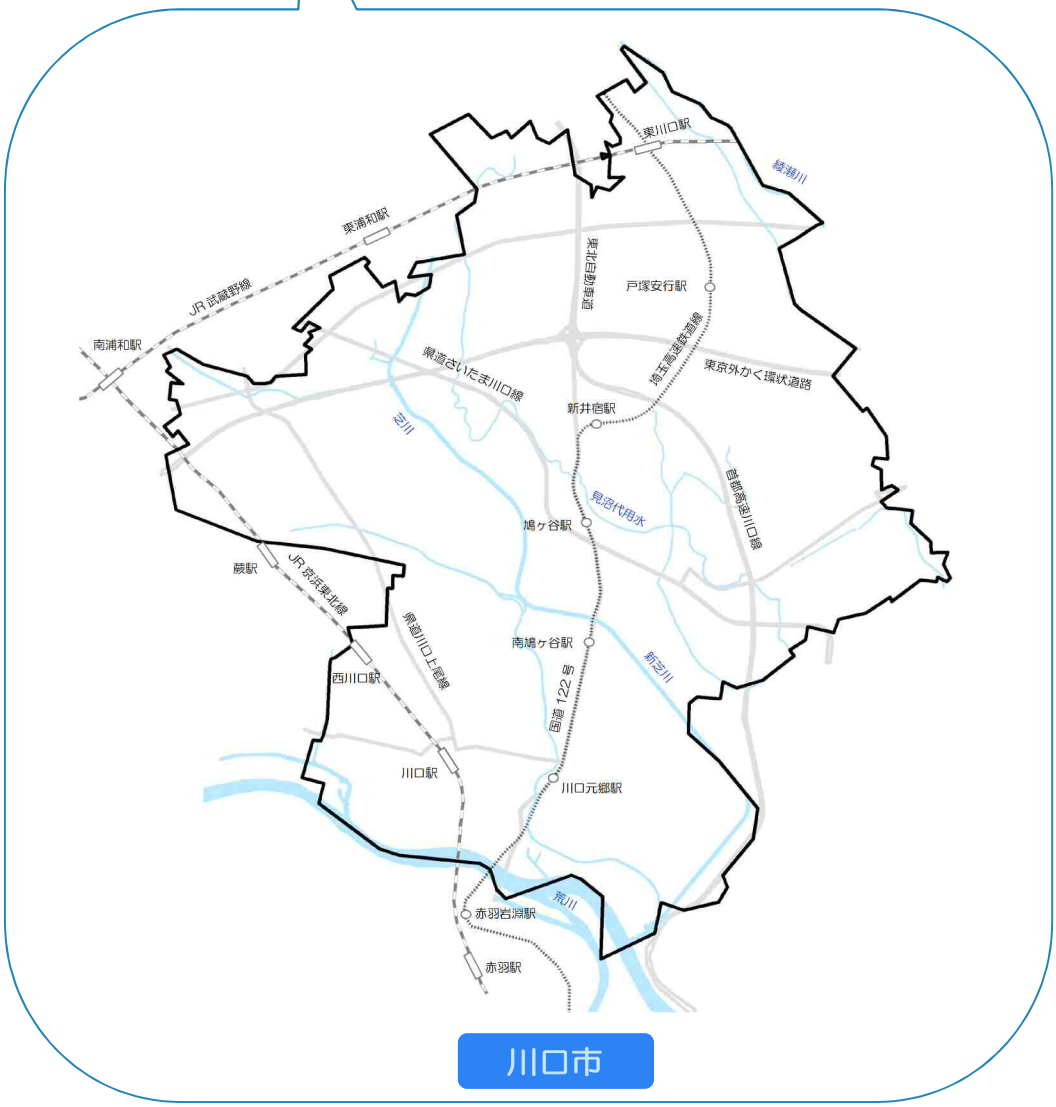

資料２　川口市下水道事業のあゆみ（年表）

年　次	本市の主な下水道関係事項
昭和　8 年　4 月	市制施行
昭和　12 年　4 月	下水道計画の調査設計に着手
昭和　13 年　8 月	モデル下水道を築造
昭和　15 年　2 月	国の認可に基づく下水道工事に着手
昭和　34 年　8 月	領家下水処理場において下水処理開始
昭和　46 年	旧鳩ヶ谷市で下水道事業に着手
昭和　49 年　8 月	埼玉県の荒川左岸南部流域下水道へ汚水を流入開始
平成　元 年　4 月	埼玉県の中川流域下水道へ汚水を流入開始
同 年　同 月	二軒在家公園雨水貯留施設（雨水調整池）が完成
平成　2 年　8 月	南部第 4 処理分区雨水貯留施設（雨水貯留管）が完成
平成　3 年　3 月	南部第 4 処理分区雨水貯留施設（雨水調整池）が完成
平成　15 年　3 月	領家下水処理場で処理していた汚水を埼玉県の荒川左岸南部流域下水道に流入開始することに伴い領家下水処理場を廃止
平成　23 年　10 月	旧鳩ヶ谷市と合併
平成　27 年　3 月	桜町排水区雨水貯留施設（雨水貯留管）が完成
平成　30 年　3 月	並木元町公園雨水貯留施設（雨水調整池）が完成

資料３　川口市上下水道事業運営審議会委員名簿

役　職	氏　名	備　考
会　長	宇田川　好　秀	市議会議員
副会長	浅　見　泰　久	桜町商店会会長
委　員	幡　野　　茂	市議会議員
委　員	金　子　幸　弘	市議会議員
委　員	鴇　田　　勇	川口市管工事業協同組合副理事長
委　員	佐　藤　喜代子	川口市食生活改善推進員協議会広報部長
委　員	鈴　木　真由美	税理士
委　員	岡　村　禎　子	学校薬剤師
委　員	窪　谷　文　雄	元市職員
委　員	矢　野　　剛	川口新郷工業団地協同組合副理事長
委　員	鈴　木　和　子	主　婦
委　員	土　屋　悌一郎	埼玉県乗用自動車協会理事
委　員	飯　塚　保　徳	元町会長
委　員	井　口　理　子	公募委員
委　員	吉　岡　　勇	公募委員

任期　平成 28 年 6 月 30 日　～　平成 30 年 6 月 29 日

資料４　諮問・答申

川下管発第１６号
平成２９年５月１５日

川口市上下水道事業運営審議会
　会　長　　宇田川　好　秀　様

川口市長　奥ノ木　信　夫

川口市下水道ビジョンの策定について（諮問）

川口市上下水道事業運営審議会設置条例（昭和４４年条例第５２号）第２条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

記

１　諮問事項
　川口市下水道ビジョンの策定について

２　諮問理由
　本市では、生活環境の改善や豪雨による浸水の軽減などを目的として、積極的な下水道の整備に努めてきたところである。
　今後も、下水道未整備地区への整備促進はもとより、老朽化した管きょやマンホール、ポンプ場などを計画的に更新することで、安全・安心な街づくりを進めることが求められている。
　こうしたことから、将来における地方公営企業法の適用や水道事業との組織統合などを踏まえ、中長期的な視点に基づき、計画的に下水道事業を推進することで、市民に対し、良好な下水道サービスを持続的に提供することを目的とした「川口市下水道ビジョン」の策定が必要と考え、諮問するものである。

３　答申を希望する時期
　平成３０年６月

平成３０年６月２１日

川口市長　奥ノ木　信夫　様

川口市上下水道事業運営審議会
会　　長　　宇田川　好　秀

「川口市下水道ビジョン」の策定について（答申）

平成２９年５月１５日付け、川下管発第１６号で諮問のありました件について、当審議会は、慎重なる審議を重ねた結果、別添「川口市下水道ビジョン」をもって、答申します。

審議会会議風景

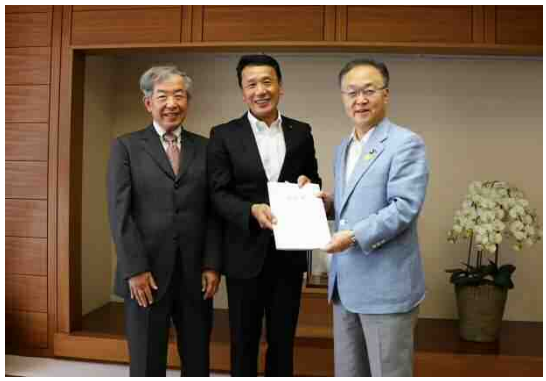
審議会正副会長から市長へ答申

資料５　策定経過

年月日	内　容
平成　29 年　5 月　15 日	平成 29 年度　第 1 回川口市上下水道事業運営審議会 （本庁舎議会棟 2 階　第 1 委員会室） 諮問
平成　29 年　6 月　16 日 ～　6 月　29 日	下水道部職員に対するヒアリングを実施
平成　29 年　11 月　29 日	平成 29 年度　第 2 回川口市上下水道事業運営審議会 （水道庁舎 2 階　中会議室）
平成　30 年　1 月　24 日	平成 29 年度　第 3 回川口市上下水道事業運営審議会 （水道庁舎 2 階　中会議室）
平成　30 年　2 月　19 日 ～　3 月　20 日	川口市下水道ビジョン（案）に対するパブリック･コメントを実施
平成　30 年　5 月　7 日	平成 30 年度　第 1 回川口市上下水道事業運営審議会 （中央ふれあい館 2 階　講座室 1 号）
平成　30 年　6 月　21 日	答申

資料６　川口市下水道条例

昭和 47 年 4 月 1 日
条例第 27 号

目次

第 1 章　総則（第 1 条―第 2 条の 2）
第 2 章　公共下水道の構造の技術上の基準（第 2 条の 3・第 2 条の 4）
第 3 章　排水設備の設置等（第 3 条―第 5 条）
第 4 章　排水設備等の工事の事業に係る指定等（第 6 条―第 6 条の 22）
第 5 章　公共下水道の使用（第 7 条―第 19 条）
第 6 章　都市下水路（第 20 条・第 21 条）
第 7 章　雑則（第 22 条）
第 8 章　罰則（第 23 条―第 25 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この条例は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　下水　法第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。
(2)　汚水　法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。
(3)　公共下水道　法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道で市が設置するものをいう。
(4)　流域下水道　法第 2 条第 4 号イに規定する流域下水道をいう。
(5)　都市下水路　法第 2 条第 5 号に規定する都市下水路をいう。
(6)　終末処理場　法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。
(7)　排水設備　法第 10 条第 1 項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
(8)　除害施設　法第 12 条第 1 項に規定する除害施設をいう。
(9)　特定事業場　法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。
(10)　使用者　下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

（設置）

第 2 条の 2　本市は、都市の健全な発達及び市民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道及び都市下水路を設置する。

2　公共下水道の設置区域は、法第 9 条の規定により公示された区域とする。

第２章　公共下水道の構造の技術上の基準

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第２条の３　法第７条第２項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条に定めるところによる。

（排水施設の構造の基準）

第２条の４　排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2)　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3)　屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4)　下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5)　地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(6)　排水管の内径及び排水渠（きょ）の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

(7)　流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(8)　暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(9)　暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。

(10)　ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

２　前項の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1)　工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2)　非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第３章　排水設備の設置等

（排水設備の接続方法及び内径等）

第３条　排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

(1)　排水設備は、特別の場合を除くほか、取付ますをもって公共下水道のます、取付管その他の排水施設（法第 11 条第 1 項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。

(2)　排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるところによること。

(3)　汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管で同表の右欄に掲げる勾配で設置されているものと同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が 3 メートル以下のものにあっては、内径が 75 ミリメートル以上で、勾配が 100 分の 3 以上のものとすることができる。

排水人口 （単位　人）	排水管の内径 （単位　ミリメートル）	勾配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

(4)　雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径又は勾配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管で同表の右欄に掲げる勾配で設置されているものと同程度以上の流下能力のあるものとすること。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が 3 メートル以下のものにあっては、内径が 75 ミリメートル以上で、勾配が 100 分の 3 以上のものとすることができる。

排水面積 （単位　平方メートル）	排水管の内径 （単位　ミリメートル）	勾配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
600 以上 1,500 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上
1,500 以上	250 以上	100 分の 1 以上

（排水設備等の計画の確認）

第４条　排水設備又はこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2　前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の検査）

第５条　排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から５日以内に市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

2　前項の検査に合格したときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

第４章　排水設備等の工事の事業に係る指定等

（指定排水設備工事店）

第６条　排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。以下同じ。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

2　前項の指定は、毎年２月１日、６月１日及び10月１日に行うものとする。

3　第１項の指定の期間は、指定を行った日から３年を経過した日以後の最初の３月31日までとする。

4　前項に規定する期間が満了した後も引き続き指定を受けようとするときは、あらかじめ指定の更新を受けなければならない。

5　前項の指定の更新は、毎年４月１日に行うものとする。

6　第４項に規定する指定の更新を行ったときの指定の期間は、当該指定の更新を行った日から起算して４年とする。

（指定等の要件）

第６条の２　指定工事店の指定又は指定の更新を受けるには、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1)　営業所ごとに、埼玉県内の市町村（一部事務組合を含む。第６条の18において同じ。）に登録をしている排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が１人以上専属していること。

(2)　工事に必要な機械器具を有すること。

(3)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ　第６条の８の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ウ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

オ　法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定等の申請）

第６条の３　第６条第１項の指定を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

２　第６条第４項の指定の更新を受けようとする者は、指定の期間が満了する日の属する年の２月末日までに市長に申請しなければならない。

（指定工事店の指定等）

第６条の４　市長は、前条第１項及び第２項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、第６条の２に規定する要件に適合している者を指定工事店として指定するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査を行ったときは、その結果を申請を行った者に通知するものとする。

（指定排水設備工事店証）

第６条の５　市長は、前条第１項の規定により指定工事店の指定をしたときは、当該指定をした者に指定排水設備工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付するものとする。

２　指定工事店は、前項の指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第６条の６　指定工事店は、下水道に関する法令、この条例又はこの条例の施行に関する規則に定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（変更等の届出）

第６条の７　指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第６条の８　市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は６月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)　第６条の２に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2)　第６条の６に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと市長が認めるとき。

(3)　前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4)　その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。

(5)　不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。

(6)　法令又はこの条例に違反したとき。

（指定工事店証の返納）

第６条の９　指定工事店は、事業を廃止し、又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは指定の効力を停止されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。

（指定等の告示）

第 6 条の 10　市長は、指定工事店を指定し、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止したときは、その都度告示するものとする。

（責任技術者）

第 6 条の 11　責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1)　排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

(2)　排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督

(3)　排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(4)　第 5 条第 1 項に規定する検査の立会い

2　排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（責任技術者の登録の資格）

第 6 条の 12　埼玉県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格した者で、当該試験の受験の申込みを本市を通じて行ったものは、本市において責任技術者の登録をする資格を有する。

（責任技術者の登録の申請）

第 6 条の 13　本市において責任技術者の登録をしようとする者は、前条に規定する試験に合格した日の属する年の翌年の 2 月末日までに市長に申請しなければならない。

（責任技術者の登録）

第 6 条の 14　市長は、前条の規定による申請があったときは、責任技術者の登録を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1)　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2)　第 6 条の 20 の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から 2 年を経過していない者

（登録の期日及び期間）

第 6 条の 15　責任技術者の登録は、毎年 4 月 1 日に行うものとする。ただし、第 6 条の 18 の規定により登録替えを行う場合は、この限りでない。

2　前項の登録の期間は、登録を行った日から起算して 5 年とする。

（責任技術者登録証）

第 6 条の 16　市長は、責任技術者の登録を行ったときは、当該登録をした者に排水設備工事責任技術者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2　責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に登録証を携帯し、市職員からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　登録証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（登録の更新）

第 6 条の 17　本市において責任技術者の登録をしている者で、当該登録の期間が満了した後も引き続き登録をしようとするものは、あらかじめ協会が実施する講習を受講した上、当該期間が満了する日の 1 月前までに市長に申請しなければならない。

（登録替え）

第 6 条の 18　埼玉県内の他の市町村に責任技術者の登録をしていた者で、本市において責任技術者の登録をしようとするものは、当該市町村の登録を抹消した日から起算して 2 月以内に、市長に申請しなければならない。

2　前項の規定による登録替えによる登録の期間の満了の日は、第 6 条の 15 第 2 項の規定にかかわらず、登録替えに際し抹消した当該市町村における登録の期間の末日までとする。

3　本市に責任技術者の登録をしている者で、埼玉県内の他の市町村において責任技術者の登録をしようとするものは、あらかじめ市長に登録の抹消の申請をしなければならない。

（変更等の届出）

第 6 条の 19　責任技術者（本市において登録をしている者に限る。次条及び第 6 条の 21 において同じ。）は、住所、氏名又は専属する指定工事店を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し等）

第 6 条の 20　市長は、責任技術者の登録を行っている者が、法令又はこの条例に違反したときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

（登録証の返納）

第 6 条の 21　責任技術者は、前条の規定により登録を取り消され、又は登録の効力を停止されたときは、遅滞なく市長に登録証を返納しなければならない。

（事務連絡会）

第 6 条の 22　市長は、指定工事店の排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2　指定工事店又は責任技術者は、前項に規定する事務連絡会に出席しなければならない。

第 5 章　公共下水道の使用

（排除の停止又は制限）

第 7 条　市長は、公共下水道への下水の排除が次の各号のいずれかに該当するときは、その排除を停止し、又は制限することができる。

(1)　固形物等の流入により公共下水道を毀損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(2)　公共下水道の流通を阻害するおそれがあるとき。

(3)　人体に危害を及ぼすおそれがあるとき。

(4)　汚水処理作業を著しく困難にさせるおそれがあるとき。

(5)　その他公共下水道の維持管理上市長が必要と認めるとき。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第 8 条　特定事業場から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。第 8 条の 3 において同じ。）を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1)　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　1 リットルにつき 380 ミリグラム未満

(2)　水素イオン濃度　水素指数 5 を超え 9 未満
(3)　生物化学的酸素要求量　1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
(4)　浮遊物質量　1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
(5)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア　鉱油類含有量　1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
イ　動植物油脂類含有量　1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
(6)　窒素含有量　1 リットルにつき 240 ミリグラム未満
(7)　燐（りん）含有量　1 リットルにつき 32 ミリグラム未満

2　特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する基準とする。
(1)　前項第 1 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規定による環境省令により、又は同法第 3 条第 3 項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、その排水基準
(2)　前項第 2 号から第 5 号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、その排水基準

（除害施設の設置）

第 8 条の 2　使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水を除く。以下次項において同じ。）を継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。
(1)　温度　45 度未満
(2)　水素イオン濃度　水素指数 5 を超え 9 未満
(3)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア　鉱油類含有量　1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
イ　動植物油脂類含有量　1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
(4)　沃（よう）素消費量　1 リットルにつき 220 ミリグラム未満

2　前項の規定は、規則で定める項目に関し、規則で定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第 8 条の 3　次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第 12 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下次項及び第 3 項において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。
(1)　下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
(2)　温度　45 度未満
(3)　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素　1 リットルにつき 380 ミリグラム未満及び硝酸性窒素含有量
(4)　水素イオン濃度　水素指数 5 を超え 9 未満

(5)　生物化学的酸素要求量　1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
(6)　浮遊物質量　1リットルにつき600ミリグラム未満
(7)　ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア　鉱油類含有量　1リットルにつき5ミリグラム以下
イ　動植物油脂類含有量　1リットルにつき30ミリグラム以下
(8)　窒素含有量　1リットルにつき240ミリグラム未満
(9)　燐含有量　1リットルにつき32ミリグラム未満
(10)　前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）　当該排水基準に係る数値

2　製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除して公共下水道を使用する者に関する前項の規定の適用については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項において同じ。）で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第8号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第9号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

3　前2項の規定は、規則で定める項目に関し、規則で定める量の下水を排除する使用者については、適用しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（除害施設管理責任者の選任等）

第8条の4　除害施設の設置者は、除害施設を設置したときは、除害施設管理責任者を選任しなければならない。

2　除害施設の設置者は、除害施設管理責任者を選任したとき、及び除害施設管理責任者を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（し尿の排除の制限）

第9条　使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

（使用開始等の届出）

第10条　使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止している場合においてその使用を再開しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（使用料）

第 11 条　公共下水道の使用料は、使用者から徴収する。

2　使用料は、次の表に掲げる区分により算定した額の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

種別	使用料（1 月につき）			
	基本料金		超過料金	
	排除量	金額	排除量	金額（1 立方メートルにつき）
一般汚水	10 立方メートルまで	887 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	93 円
			20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	112 円
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	131 円
			100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	149 円
			200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	168 円
			500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	188 円
			1,000 立方メートルを超え 2,500 立方メートルまでの分	208 円
			2,500 立方メートルを超える分	230 円
公衆浴場汚水（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排出される汚水をいう。）	1 立方メートルにつき			29 円

3　前項の規定にかかわらず、公共下水道に排除する汚水で、その処理に特別の費用を要すると認められる水質の汚水については、市長は、前項の使用料の 5 倍以内の使用料を徴収することができる。

（使用料の算定）

第 12 条　使用料は、隔月の定例日（使用料算定基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）現在において算定した汚水排除量を、各月均等とみなして算定する。

2　市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、毎月の定例日に汚水排除量を算定し、月ごとに使用料を算定することができる。

3　定例日から次の定例日までの中途において公共下水道の使用を開始し、又は中止したときの使用料は、川口市水道事業給水条例（昭和 37 年条例第 35 号）第 25 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定を準用して算定する。

（汚水排除量の算定）

第 13 条　使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1)　水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2)　水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様その他の事情を勘案して市長が認定する。

(3)　氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎月、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、翌月 7 日までに市長に提出しなければならない。この場合においては、前 2 号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

（使用料の徴収方法）

第 14 条　使用料は、2 月分をまとめて徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行う。

（資料の提出）

第 15 条　市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

（使用料の減免）

第 16 条　市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（行為の許可）

第 17 条　法第 24 条第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

(1)　施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図

(2)　物件の配置及び構造を表示した図面

（許可を要しない軽微な変更）

第 18 条　法第 24 条第 1 項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

（行為の許可による行政財産の使用の許可）

第 19 条　法第 24 条第 1 項の許可を受けて公共下水道の敷地又は排水施設に物件を設けたときは、その許可をもって地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用の許可を受けたものとみなす。

第 6 章　都市下水路

（構造の技術上の基準）

第 20 条　第 2 条の 4 の規定は、法第 28 条第 2 項に規定する都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。

（維持管理の技術上の基準）

第 21 条　法第 28 条第 2 項に規定する都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準は、しゅんせつを 1 年に 1 回以上行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

第 7 章　雑則

（委任）

第 22 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章　罰則

（罰則）

第 23 条　市長は、次に掲げる者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

(1)　第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者

(2)　排水設備等の新設等を行って第 5 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者

(3)　第 6 条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

(4)　偽りその他不正な手段により第 6 条の 14 に規定する責任技術者の登録を受けた者

(5)　第 8 条の 2 又は第 8 条の 3 に規定する除害施設を設置しなかった使用者

(6)　第 9 条の規定に違反してし尿を排除した使用者

(7)　第 15 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(8)　第 4 条第 1 項又は第 17 条の規定による申請書又は書類、第 4 条第 2 項前段の規定による届出書、第 10 条の規定による届出書、第 13 条第 3 号の規定による申告書又は第 15 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第 24 条　市長は、詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科することができる。

第 25 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（条例の廃止）

2　川口市下水道条例（昭和 34 年条例第 22 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例（以下「新条例」という。）の施行前に旧条例の規定によって行なわれた許可、申請その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によって行なわれたものとみなす。

4　新条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）

5　編入前の鳩ヶ谷市下水道条例（昭和 58 年鳩ヶ谷市条例第 8 号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）に規定する使用者で、引き続き下水を公共下水道に排除してこれを使用するものに係る使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　編入前の最後の定例日（編入前の鳩ヶ谷市条例第 15 条第 2 項に規定する定例日であって、鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第 8 項までにおいて「編入日」という。）の前日までに最後に到来したものをいう。以下この号において同じ。）（編入前の最後の定例日の翌日から編入日の前日までの中途において公共下水道の使用を開始した場合にあっては、当該開始した日。以下この号において同じ。）の翌日から編入後の最初の定例日（第 12 条第 1 項に規定する定例日であって、編入日以後最初に到来するものをいう。以下この項において同じ。）（編入日から編入後の最初の定例日までの中途において公共下水道の使用を中止した場合にあっては、当該中止した日。以下この号において同じ。）までの期間の使用に係る使用料　次のア及びイの定めるところにより算定した額の合算額

ア　編入後の最初の定例日の算定に係る汚水排除量（以下この号において「総汚水排除量」という。）について編入前の鳩ヶ谷市条例第 15 条の規定により算定した使用料に、編入前の最後の定例日の翌日から編入日の前日までの日数を実日数（編入前の最後の定例日の翌日から編入後の最初の定例日までの日数をいう。以下この号において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額

イ　総汚水排除量について第 11 条及び第 12 条の規定により算定した使用料に、編入日から編入後の最初の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額

(2)　編入後の最初の定例日の翌日以後の使用に係る使用料　この条例の規定により算定した額

6　編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により排水設備等の新設等の工事を行う工事店としての指定を受けた者で、その指定に係る期間が満了していないものは、当該指定に係る期間が満了するまで（当該指定に係る期間の満了する日が平成 27 年 4 月 1 日以後である場合においては、平成 27 年 3 月 31 日まで）の間は、第 6 条の 4 第 1 項の規定による指定工事店の指定を受けた者とみなす。

7　前 2 項に規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

8　編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　附則第 5 項から前項までに規定するもののほか、鳩ヶ谷市の編入に伴う必要な経過措置は、市長が別に定める。

附　則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 18 号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和 52 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（昭和 51 年法律第 29 号）附則第 2 条第 1 項に規定する下水については、この条例による改正後の川口市下水道条例（以下「新条例」という。）の施行後 6 月間（当該下水が下水道法施行令の一部を改正する政令（昭和 51 年政令第 320 号）附則第 2 項で定める施設に係る特定事業場から排除されるものにあっては 1 年間）は、新条例第 8 条から第 8 条の 3 までの規定は適用せず、その下水を排除する者については、なお従前の例による。

附　則（昭和 52 年 7 月 1 日条例第 32 号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の川口市下水道条例（以下「新条例」という。）第 10 条の規定は、水道水に係る汚水の使用料にあっては昭和 52 年度第 3 期分の使用料から適用し、水道水以外のものに係る汚水の使用料にあっては昭和 52 年度 9 月分の使用料から適用する。

（水道水に係る汚水の昭和 52 年度第 3 期分の使用料の算定の特例）

3　水道水に係る汚水の昭和 52 年度第 3 期分の使用料は、第 3 期分の定例日の算定に係る汚水排除量（以下「総汚水排除量」という。）についてこの条例による改正前の川口市下水道条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に昭和 52 年 9 月 1 日（以下「基準日」という。）前の定例日から基準日の前日までの日数を 60 で除して得た数を乗じて得た額と、総汚水排除量について新条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に基準日から第 3 期分の定例日までの日数を 60 で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。

（水道水以外のものに係る汚水の昭和 52 年度 9 月分の使用料の算定の特例）

4　水道水以外のものに係る汚水の昭和 52 年度 9 月分の使用料で、9 月分としての算定期間が基準日をまたがる場合における使用料については、当該算定期間を基準日前の日数と基準日以後の日数とに応じ、市長が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附　則（昭和 54 年 10 月 13 日条例第 33 号）

（施行期日等）

1　この条例中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は昭和 54 年 12 月 1 日から施行する。

2　第 1 条の規定による改正後の川口市下水道条例（以下「新条例」という。）第 10 条の規定は、水道水に係る汚水の使用料にあっては、川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）第 21 条に規定する乙地区については昭和 54 年度第 4 期分（以下「第 4 期分」という。）の使用料から、同条に規定する甲地区については昭和 54 年度第 5 期分（以下「第 5 期分」という。）の使用料から適用し、水道水以外のものに係る汚水の使用料にあっては昭和 54 年度 12 月分の使用料から適用する。

（水道水に係る汚水の第 4 期分及び第 5 期分の使用料の算定の特例）

3　水道水に係る汚水の第 4 期分及び第 5 期分の使用料は、当該各期分の定例日の算定に係る汚水排除量（以下「総汚水排除量」という。）についてこの条例による改正前の川口市下水道条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に昭和 54 年 12 月 1 日（以下「基準日」という。）前の定例日の翌日から基準日の前日までの日数を 60 で除して得た数を乗じて得た額と、総汚水排除量について新条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に基準日から当該各期分の定例日までの日数を 60 で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。

（水道水以外のものに係る汚水の昭和 54 年度 12 月分の使用料の算定の特例）

4　水道水以外のものに係る汚水の昭和 54 年度 12 月分の使用料で、12 月分としての算定期間が基準日をまたがる場合における使用料については、当該算定期間を基準日前の日数と基準日以後の日数とに応じ、市長が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附　則（昭和 56 年 12 月 28 日条例第 47 号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

（水道水に係る汚水の第 6 期分及び第 1 期分の使用料の算定）

2　水道水に係る汚水の川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）第 21 条に規定する乙地区の昭和 56 年度第 6 期分及び同条に規定する甲地区の昭和 57 年度第 1 期分の使用料は、当該各期分の定例日の算定に係る汚水排除量（以下「総汚水排除量」という。）についてこの条例による改正前の川口市下水道条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に昭和 57 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額と、総汚水排除量についてこの条例による改正後の川口市下水道条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に施行日から当該各期分の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。

3　前項の実日数とは、施行日前の定例日の翌日から施行日後の定例日までの日数をいう。

（水道水以外のものに係る汚水の昭和 57 年度 4 月分の使用料の算定）

4　水道水以外のものに係る汚水の昭和 57 年度 4 月分の使用料で、4 月分としての算定期間が施行日をまたがる場合における使用料については、当該算定期間を施行日前の日数と施行日以後の日数とに応じ、市長が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附　則（平成元年 3 月 23 日条例第 40 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の川口市下水道条例の規定にかかわらず、平成元年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している場合にあっては、施行日から平成元年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月 30 日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3　前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

附　則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 18 号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（川口市下水道施設の設置及び管理に関する条例の廃止）

2　川口市下水道施設の設置及び管理に関する条例（昭和 41 年条例第 16 号）は、廃止する。

（川口市ミニ下水道設置及び管理条例の一部改正）

3　川口市ミニ下水道設置及び管理条例（昭和 62 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成 4 年 9 月 28 日条例第 37 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

（水道水に係る汚水の第 3 期分及び第 4 期分の使用料の算定）

2　水道水に係る汚水の川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）第 21 条に規定する乙地区の平成 4 年度第 3 期分及び同条に規定する甲地区の平成 4 年度第 4 期分の使用料は、当該各期分の定例日の算定に係る汚水排除量（以下「総汚水排除量」という。）についてこの条例による改正前の川口市下水道条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に平成 4 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）前の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額と、総汚水排除量についてこの条例による改正後の川口市下水道条例第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により算定した使用料に施行日から当該各期分の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。

3　前項の実日数とは、施行日前の定例日の翌日から施行日後の定例日までの日数をいう。

（水道水以外のものに係る汚水の平成 4 年度 10 月分の使用料の算定）

4　水道水以外のものに係る汚水の平成 4 年度 10 月分の使用料で、10 月分としての算定期間が施行日をまたがる場合における使用料については、当該算定期間を施行日前の日数と施行日以後の日数とに応じ、市長が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附　則（平成 5 年 12 月 27 日条例第 43 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 6 年 12 月 26 日条例第 46 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 34 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例（第 12 条第 3 項の改正規定を除く。）による改正後の川口市下水道条例の規定にかかわらず、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している場合にあっては、施行日から平成 9 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3　前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

附　則（平成 11 年 12 月 21 日条例第 49 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（水道水に係る汚水の第 6 期分及び第 1 期分の使用料の算定）

2　水道水に係る汚水の川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）第 21 条に規定する乙地区の平成 11 年度第 6 期分及び同条に規定する甲地区の平成 12 年度第 1 期分の使用料は、当該各期分の定例日の算定に係る汚水排除量（以下「総汚水排除量」という。）についてこの条例による改正前の川口市下水道条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した使用料に平成 12 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額と、総汚水排除量についてこの条例による改正後の川口市下水道条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した使用料に施行日から当該各期分の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。

3　前項の実日数とは、施行日前の定例日の翌日から施行日後の定例日までの日数をいう。

（水道水以外のものに係る汚水の平成 12 年度 4 月分の使用料の算定）

4　水道水以外のものに係る汚水の平成 12 年度 4 月分の使用料で、4 月分としての算定期間が施行日をまたがる場合における使用料については、当該算定期間を施行日前の日数と施行日以後の日数とに応じ、市長が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附　則（平成 12 年 12 月 26 日条例第 79 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附　則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 20 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の川口市下水道条例第 6 条の規定に基づき規則で定めるところにより指定排水設備工事店の指定を受けた者は、当該指定に係る期間が満了するまでの間は、この条例による改正後の川口市下水道条例（次項において「新条例」という。）第 6 条の 4 第 1 項の規定による指定工事店の指定を受けた者とみなす。

3　この条例の施行の際、現に市長が定めるところにより排水設備工事責任技術者の登録をしている者は、当該登録に係る期間が満了するまでの間は、新条例第 6 条の 14 の規定による責任技術者の登録をしている者とみなす。

附　則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 30 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 3 月 10 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 22 年 3 月 24 日条例第 16 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の川口市下水道条例（以下「旧条例」という。）の規定により、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録をしている者でその期間が満了していないものは、施行日において、この条例による改正後の川口市下水道条例（以下「新条例」という。）の規定により責任技術者の登録をした者とみなす。この場合において、当該登録の期間の満了の日は、新条例第 6 条の 15 第 2 項の規定にかかわらず、旧条例の規定により行った登録の期間の満了の日とする。

附　則（平成 23 年 6 月 30 日条例第 18 号）

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 9 月 26 日条例第 121 号）

この条例は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 58 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 52 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の川口市下水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している場合にあっては、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3　前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

附　則（平成 28 年 3 月 24 日条例第 32 号）

（施行期日）

1　この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項の表の改正規定、附則第 2 項から第 6 項までの規定については、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（水道水を使用した場合の汚水の平成 28 年 7 月期分として徴収する使用料の算定）

2　水道水を使用した場合の汚水の平成 28 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで又は平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで（以下「平成 28 年 7 月期」という。）の分として徴収する使用料の額は、前項ただし書の規定による改正前の川口市下水道条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した平成 28 年 7 月期の使用料の額に平成 28 年 7 月期中の定例日の前の定例日の翌日から平成 28 年 6 月 30 日までの日数を実日数（平成 28 年 7 月期中の定例日の前の定例日の翌日から平成 28 年 7 月期中の定例日までの日数をいう。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額と、附則第 6 項に規定する期間に係る、前項ただし書の規定による改正後の川口市下水道条例（以下「新条例」という。）第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した平成 28 年 7 月期の使用料の額に平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 7 月期中の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額とを合算した額とする。

（水道水以外の水を使用した場合の汚水の平成 28 年度の使用料の算定）

3　水道水以外の水を使用した場合の汚水の算定期間が平成 28 年 7 月 1 日をまたぐ場合の使用料の額は、附則第 1 項ただし書の規定による改正前の川口市下水道条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した額に当該算定期間の初日から平成 28 年 6 月 30 日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額と、附則第 6 項に規定する期間に係る新条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した額に平成 28 年 7 月 1 日から当該算定期間の末日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額とを合算した額とする。

（水道水を使用した場合の汚水の平成 30 年 7 月期分として徴収する使用料の算定）

4　水道水を使用した場合の汚水の平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで又は平成 30 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで（以下「平成 30 年 7 月期」という。）の分として徴収する使用料の額は、附則第 6 項に規定する期間に係る新条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した平成 30 年 7 月期の使用料の額に平成 30 年 7 月期中の定例日の前の定例日の翌日から平成 30 年 6 月 30 日までの日数を実日数（平成 30 年 7 月期中の定例日の前の定例日の翌日から平成 30 年 7 月期中の定例日までの日数をいう。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額と、附則第 6 項に規定する期間後の新条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した平成 30 年 7 月期の使用料の額に平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 7 月期中の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額とを合算した額とする。

（水道水以外の水を使用した場合の汚水の平成 30 年度の使用料の算定）

5　水道水以外の水を使用した場合の汚水の算定期間が平成 30 年 7 月 1 日をまたぐ場合の使用料の額は、附則第 6 項に規定する期間に係る新条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した額に当該算定期間の初日から平成 30 年 6 月 30 日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額と、附則第 6 項に規定する期間後の新条例第 11 条第 2 項及び第 12 条第 1 項の規定により算定した額に平成 30 年 7 月 1 日から当該算定期間の末日までの日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額とを合算した額とする。

（平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの間における使用料の額の特例）

6　平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの間における新条例第 11 条第 2 項の規定の適用については、同項の表中「887 円」とあるのは「764 円」と、「93 円」とあるのは「79 円」と、「112 円」とあるのは「95 円」と、「131 円」とあるのは「111 円」と、「149 円」とあるのは「127 円」と、「168 円」とあるのは「143 円」と、「188 円」とあるのは「160 円」と、「208 円」とあるのは「177 円」と、「230 円」とあるのは「195 円」と、「29 円」とあるのは「27 円」とする。

（占用物件に関する経過措置）

7　この条例による改正前の川口市下水道条例第 18 条第 1 項の規定による占用の許可を受けた占用物件の当該許可及び占用料については、なお従前の例による。

資料７　下水道部職員に対するヒアリング結果

本計画を作成するにあたり、平成 29 年 6 月に本市下水道部職員を対象として、現在抱えている課題や考えられる解決策などについてヒアリングを行いました。本計画は、このヒアリング結果を踏まえ取りまとめており、以下にその概要を示します。

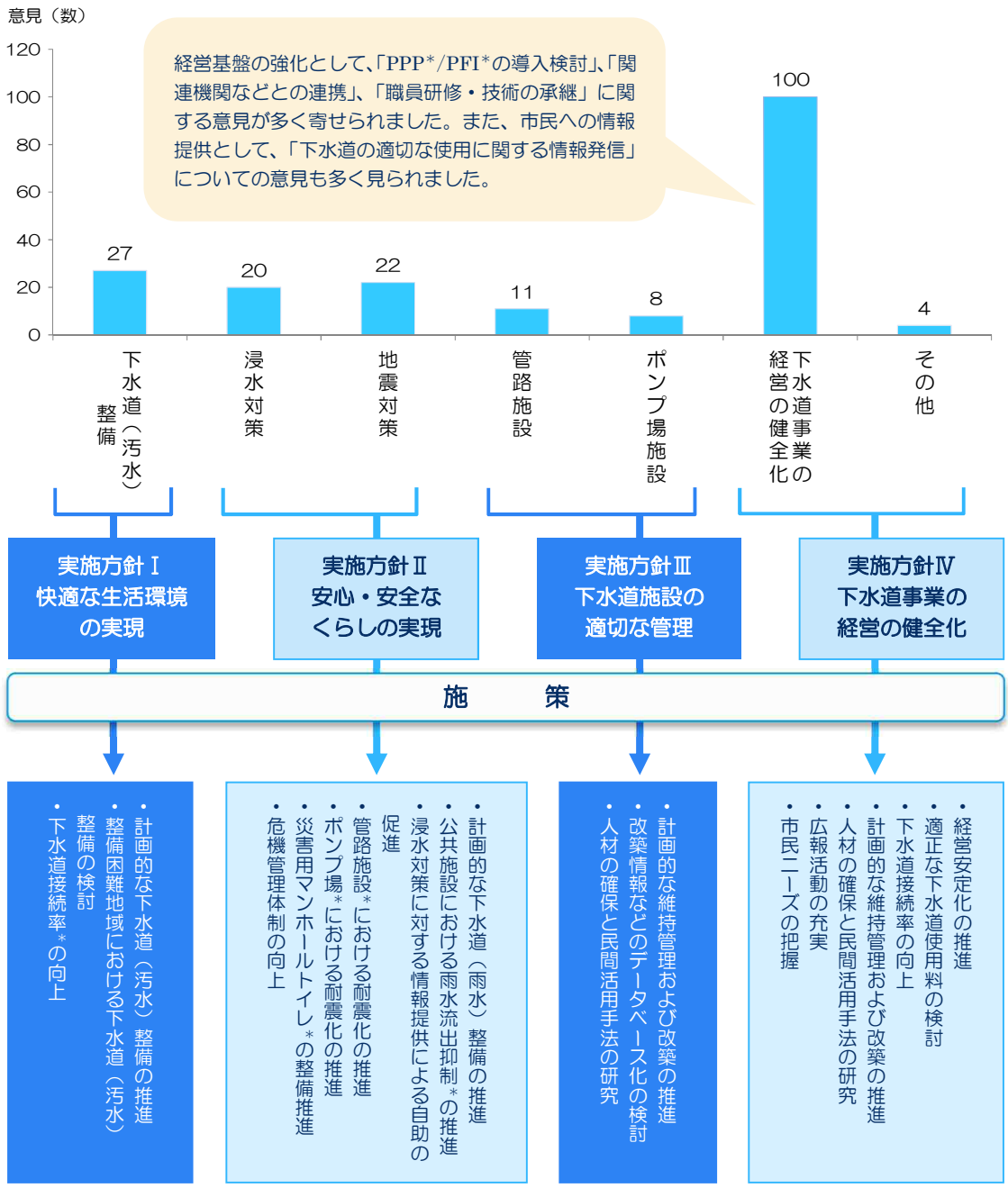

用語解説

用　語	説　明	掲載ページ
あ 行		
圧縮強度試験 （あっしゅく きょうどしけん）	圧力を製品などに加え、圧縮強さを求めるための試験。	39
アメダス （あめだす）	「Automated Meteorological Data Acquisition System」の略で、気象庁が全国約 1,300 地点に設置した雨量計などの観測所をオンライン化した地域気象観測システムのこと。	14
雨水排水ポンプ場 （うすいはいすい ぽんぷじょう）	台風や大雨などで河川の水位が上がり自然流下での雨水排水ができない時に、浸水を防ぐため雨水をくみ上げて川へ放流するための施設。	21
雨水流出抑制 （うすいりゅうしゅつ よくせい）	河川や水路などがあふれないように、降った雨を一時的に貯めるあるいは浸透させること。	30,37,55,76
汚水中継ポンプ場 （おすいちゅうけい ぽんぷじょう）	自然流下によって地下深くまで流れてきた汚水を、ポンプでくみ上げて再び下流へ流すための施設。	21
汚泥処理施設 （おでいしょりしせつ）	下水処理により発生する汚泥を減量するための施設。	18
か 行		
可とう性継手 （かとうせいつぎて）	マンホールと下水道管の接続部分が破損しにくくなるような可動性がある継手のこと。	38
川口市下水道事業業務継続計画 （かわぐちしげすいどう じぎょうぎょうむ けいぞくけいかく）	下水道事業において、大規模な災害、事故、事件などで職員、庁舎、設備などに相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするために策定した計画。	40
川口市下水道総合地震対策計画 （かわぐちしげすいどう そうごうじしん たいさくけいかく）	近年の地震災害の発生状況を踏まえ、下水道事業における重点地区を設定して防災、減災両面からの対策を総合的かつ効率的に行い、被害の最小化を図ることを目的に策定した計画。	20

用　語	説　明	掲載ページ
川口市地域防災計画 （かわぐちしちいきぼうさいけいかく）	本市にかかわる災害について、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的として策定した計画。	15,20,39
官公庁会計 （かんこうちょうかいけい）	一般的に国および地方公共団体で行われている会計のことを指し、資産、負債および資本の概念がなく、現金主義による単式簿記で経理される会計。	48
管内調査 （かんないちょうさ）	下水管きょの状態を把握するために、テレビカメラや目視によって管きょの内側から行う調査。	23
管路施設 （かんろしせつ）	下水をポンプ場や処理場などに流下させる施設で、管きょ、マンホール、マス、取付管などの総称。	6,20,21,22,23,24,30,31,38,42,55,76
期間損益 （きかんそんえき）	ある一定期間における企業の経常的な活動から生じた利益または損失のこと。収益から、それを得るために使われた費用を差し引いて計算される。	48
企業債元金償還金 （きぎょうさいがんきんしょうかんきん）	企業が施設などをつくるときに借りたお金の元金支払分のこと。	48
企業債利息 （きぎょうさいりそく）	企業が施設などをつくるときに借りたお金に対する利息分のこと。	48
気候変動に関する政府間パネル（IPCC） （きこうへんどうにかんするせいふかんぱねる）	IPCC は、「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略で、人為起源による気候変化、影響、適応および緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、世界気象機関と国連環境計画により設立された組織。	14
旧耐震基準 （きゅうたいしんきじゅん）	建築、土木の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、新耐震基準の適用日前日までの基準のこと。	21
空隙貯留 （くうげきちょりゅう）	公園などの空地を掘削し、砕石などで置換することにより、地下に空隙を設けて貯留すること。	37
躯体 （くたい）	土木、建築物の構造体のこと。	24

用　語	説　明	掲載ページ
下水道処理人口（げすいどうしょりじんこう）	下水道が整備され、下水道による汚水処理を行うことができる区域内の人口。	12
下水道処理人口普及率（げすいどうしょりじんこうふきゅうりつ）	市町村の総人口に対する下水処理人口の割合。	12
下水道接続率（げすいどうせつぞくりつ）	下水道による汚水処理を行うことができる区域内の人口のうち、下水道に接続している人口の割合。	30,31,34,49,50,55,76
減価償却費（げんかしょうきゃくひ）	固定資産の取得価額を耐用年数にわたって期間配分した費用のこと。	48
公営企業会計（こうえいきぎょうかいけい）	地方公営企業法の適用事業における会計方式を企業会計方式といい、資産、負債および資本の概念を持ち、発生主義による複式簿記で経理される。	48
公共用水域（こうきょうようすいいき）	水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、およびこれに接続する公共溝きょ、かんがい（潅漑）用水路、その他公共の用に供される水路」と規定されている。	9,25,44
コンセッション方式（こんせっしょんほうしき）	利用料金の徴収を行う公共施設において、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。	46

さ 行

災害用マンホールトイレ（さいがいようまんほーるといれ）	災害時に避難所において、マンホールの上に災害用仮設トイレを設け、迅速にトイレ機能を確保するもの。	21,30,39,55,76
最終沈殿池（さいしゅうちんでんち）	生物処理により発生する汚泥と処理水を重力沈降により分離する設備。	18
最初沈殿池（さいしょちんでんち）	生物処理前に下水に浮遊している固形物を沈殿させる設備。	18

用　語	説　明	掲載ページ
地震調査研究推進本部地震調査委員会 （じしんちょうさけんきゅうすいしんほんぶじしんちょうさいいんかい）	地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するため、文部科学省に設置された政府の特別の機関である地震調査研究推進本部内にあり、関係機関や大学が行った地震に関する観測、測量、調査などの結果を収集、整理、分析し、これに基づく総合的な評価を行う組織。	20
指定避難所 （しているひなんじょ）	災害の危険性があり避難した住民などを災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させることを目的とした施設。	21,39
資本的収支（資本的収入/資本的支出） （しほんてきしゅうし）	主として建設事業、企業債に関する収入および支出のこと。資本的収入には国庫補助金、企業債、繰入金などを計上し、資本的支出には建設事業費、企業債元金償還金などが計上される。	48
収益的収支（収益的収入/収益的支出） （しゅうえきてきしゅうし）	企業の経常的経営活動に伴い発生する収益およびそれに対する費用のこと。収益的収入には下水道使用料、繰入金などを計上し、収益的支出には維持管理費、企業債利息、減価償却費などが計上される。	48
情報通信技術（ICT） （じょうほうつうしんぎじゅつ）	ICT は、「Information and Communication Technology」の略で、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。	37
新下水道ビジョン （しんげすいどうびじょん）	国土交通省が平成 26 年に策定した計画で、国内外の社会経済情勢の変化などを踏まえ、下水道の使命、長期ビジョン、および、長期ビジョンを実現するための中期計画（今後 10 年程度の目標および具体的な施策）を提示している。	7
新耐震基準 （しんたいしんきじゅん）	建築、土木の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、建築物では昭和 56 年以降、土木構造物では平成 9 年以降において適用されている基準。	21
浸透トレンチ （しんとうとれんち）	雨水浸透を目的として、浸透管とその周囲の充填材から構成される構造物のこと。	37

用　語	説　明	掲載ページ
ストックマネジメント計画 （すとっくまねじめんとけいかく）	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。	42,44,49
全国地震動予測地図 （ぜんこくじしんどうよそくちず）	地震調査研究推進本部地震調査委員会が公表した地図で、地震発生の長期的な確率評価と強震動の評価とを組み合わせた「確率論的地震動予測地図」と、特定の地震に対して、ある想定されたシナリオに対する詳細な強震動評価に基づく「震源断層を特定した地震動予測地図」の 2 種類の性質の異なる地図から構成される。	20
損益計算書 （そんえきけいさんしょ）	ある一定期間における企業の経営成績を示す決算書のこと。収益から、それを得るために使われた費用を差し引いて計算される。	48

た 行

貸借対照表 （たいしゃくたいしょうひょう）	期末における財政状態（資産、負債、資本の状態）を示す決算書のこと。	48
多自然型調整池 （たしぜんがたちょうせいち）	自然が本来有している生物との良好な環境に配慮するとともに、美しい自然景観を保全あるいは創出するようつくられた施設。	37
地下ポンプ室 （ちかぽんぷしつ）	マンホールの中などの地下にあるポンプと地上にある電気設備で構成されるポンプ施設。	25,44
地下埋設物 （ちかまいせつぶつ）	主として道路下に埋設された施設あるいは構造物のこと。水道、下水道、ガス、電気、電話などの施設がある。	13,33
調整池 （ちょうせいち）	下流の河川や水路の流下能力に見合うよう雨水の一部を一時貯留し、流出量を抑制する施設。	6,37
沈砂池 （ちんさち）	下水を緩やかに流して、沈みやすい土砂類を沈め、取り除く設備。	18

用　語	説　明	掲載ページ
沈殿処理 （ちんでんしょり）	水中の浮遊物を重力によって除去すること。	18
DBO （でぃーびーおー）	「Design　Build　Operate」の略で、公共が資金調達し、設計、建設、運営、維持管理を民間が一体的に実施する方式。	46
透水性インターロッキングブロック舗装 （とうすいせいいんたーろっきんぐぶろっくほそう）	透水性ブロックを通して雨水をそのまま地下に浸透させる舗装で、主に歩道の舗装に使用する。	37
透水性平板舗装 （とうすいせいへいばんほそう）	透水性のある平板（平らな板状のコンクリートなどでできた製品）で舗装すること。	37
取付管 （とりつけかん）	点検や清掃を行うための設備である汚水マスや雨水マスと本管を接続する管きょ。	24

な 行

内水ハザードマップ （ないすいはざーどまっぷ）	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を内水と呼ぶ。この内水による浸水に関する情報および避難に関する情報を住民に分かりやすく提供することにより、内水による浸水被害を最小化することを目的として作成されるもの。	17

は 行

バイオマスエネルギー （ばいおますえねるぎー）	再生可能な生物由来の有機性資源であるバイオマスを利用したエネルギーのこと。	18
反応タンク （はんのうたんく）	下水中の有機物、窒素などを生物処理するための設備。	18
PFI （ぴーえふあい）	「Private　Finance　Initiative」の略で、民間が資金調達し、設計、建設、運営、維持管理を民間が一体的に実施する方式。	46,76

用　語	説　明	掲載ページ
PPP （ぴーぴーぴー）	「Public　Private　Partnership」の略で、公共施設などの建設、運営、維持管理などを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫などを活用し、民間資金の効率的使用や行政の効率化などを図る方式。	46,76
包括的民間委託 （ほうかつてき　みんかんいたく）	下水処理サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うため、複数年契約を前提とした性能発注を基本的な要素とする方式。	46
ポンプ場 （ぽんぷじょう）	地下深くに流入してきた下水を地上にある下水処理施設に送り込むため、下水をポンプで吸い上げたり、雨水を河川へ放流する施設。	6,17,18,21,25,30,39,55,76

ら 行

流下機能 （りゅうかきのう）	管きょなどの下水道施設が下水を下流に流す機能。	24,42
硫化水素 （りゅうかすいそ）	下水、汚泥の腐敗などにより発生するガスで、硫黄酸化細菌により酸化されると硫酸になり、金属やコンクリートを腐食する。	23

川口市下水道ビジョン

発　行　日／平成３０年7月
編集・発行／川口市下水道部下水道管理課
〒３３２-８５０１
埼玉県川口市青木５丁目１３番１号
電話（代表）　０４８－２５８－４１３２
Ｆ　Ａ　Ｘ　０４８－２５２－１０３３

「川口市のマンホール蓋」

川口市のマンホール蓋は、中心に市の花「鉄砲ユリ」を、
その周りに明治初期の特産品であった「竹ざる」の模様
を施しています。